

令和5年度決算に係る  
定期監査結果報告書

令和6年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 9 6 号  
令和6年11月28日

鳥取県議会議長	浜崎晋一様
鳥取県知事	平井伸治様
鳥取県教育委員会教育長	足羽英樹様
鳥取県公安委員会委員長	勝部芳子様
鳥取県人事委員会委員長	中本久美子様
鳥取県労働委員会会長	三谷裕次郎様

鳥取県監査委員 高務裕子

鳥取県監査委員 牧田宗大

鳥取県監査委員 山根こころ

鳥取県監査委員 川部洋

## 定期監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和5年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第1 監査結果報告</b> .....	1
<b>1 監査の概要</b> .....	1
(1) 監査の種類 .....	1
(2) 監査の範囲及び目的 .....	1
(3) 監査の実施方法 .....	1
(4) 監査対象機関の数 .....	2
(5) 監査実施期間 .....	2
(6) 監査の執行者 .....	2
<b>2 監査の実施状況</b> .....	3
(1) 概要 .....	3
(2) 勧告 .....	3
(3) 指摘・注意事項及び実施状況 .....	3
ア 政策戦略本部 .....	4
イ 輝く鳥取創造本部 .....	5
ウ 総務部 .....	6
エ 危機管理部 .....	6
オ 地域社会振興部 .....	7
カ 福祉保健部 .....	9
キ 子ども家庭部 .....	10
ク 生活環境部 .....	10
ケ 商工労働部 .....	11
コ 農林水産部 .....	12
サ 県土整備部 .....	14
シ 総合事務所 .....	15
ス 会計管理部 .....	16
セ 企業局 .....	16
ソ 病院局 .....	17
タ 教育委員会 .....	17
チ 警察本部 .....	19
ツ 監査委員事務局 .....	20
テ 人事委員会事務局 .....	20
ト 労働委員会事務局 .....	21

ナ 県議会事務局	21
<b>第2 定期監査の監査意見</b>	22
<b>1 業務の大胆な見直しと各所属の人事上の課題に寄り添った対応について</b>	22
(政策戦略本部財政課、総務部行政体制整備局人事企画課、行財政改革推進課)	
<b>2 不適正な事務への組織的な対応とデジタル化について</b>	23
(政策戦略本部デジタル局兼行政体制整備局デジタル改革課、総務部行政監察・法人指導課、行政体制整備局行財政改革推進課、会計管理部会計指導課)	
<b>3 公共施設の改修・更新・機能強化について</b>	25
(総務部営繕課、教育委員会事務局教育環境課)	
<b>4 様々な課題を抱える子どもたちの自律に向けた成人までの支援体制の構築について</b>	26
(福祉保健部障がい福祉課、子ども家庭部子ども発達支援課、教育委員会事務局特別支援教育課、高等学校課、いじめ・不登校総合対策センター)	
<b>第3 定期監査の重点事項の調査結果</b>	27
○ 随意契約について	
(参考1) 令和5年度決算に係る定期監査の処置の概要	32
(参考2) 監査処置基準等について	35
(参考3) 令和5年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項	38

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### （1）監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

#### （2）監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

#### （3）監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第2章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

##### ア 事務監査

複数の職員が監査資料を基にして、責任ある立場にある者及び担当者から説明を聴取し、関係する書類又は帳簿を検査し、並びに必要な応じて、資料の提出を求め、又は現場を検分する方法により行った。ただし、監査等執行計画において、監査対象機関の本監査を書面監査により実施することとした監査対象機関については、監査資料を基に行った。

##### イ 本監査

監査資料を基にして実地監査を行ったが、監査等執行計画において書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

#### (4) 監査対象機関の数

区 分	監 査 対 象 機 関 の 数	監 査 を 実 施 し た 機 関 の 数	左 の 内 訳	
			実 地 監 査	書 面 監 査
知 事 部 局	157	157	58	99
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	50	50	13	37
警 察 本 部	10	10	3	7
各 種 委 員 会 等	3	3	1	2
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(224) 227	(224) 227	(79) 82	(145) 145

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の( )は前年度の数である。

#### (5) 監査実施期間

事務監査：令和6年2月14日から同年10月1日まで

本監査：令和6年3月13日から同年10月7日まで

#### (6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	高 務 裕 子 (令和6年4月1日から)
同	桐 林 正 彦 (令和6年3月31日まで)
同	牧 田 宗 大
同	山 根 こころ (令和6年4月1日から)
同	奈良井 恵 (令和6年3月31日まで)
同	川 部 洋

## 2 監査の実施状況

### (1) 概要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものには**注意事項**とした。

### (2) 勧告

今回、監査を行った結果、勧告事項に該当するものは認められなかった。

### (3) 指摘・注意事項及び実施状況

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起する。

#### ア 予算事務

国庫負担金等の未受納、その他の予算事務の不適正

#### イ 収入事務

多額の未収金、歳入金の払込の遅延、その他の収入事務手続の不適正

#### ウ 支出事務

支出金額の誤り、支払遅延、その他の支出事務手続の不適正

#### エ 契約事務

検査員任命の不適正、契約内容の不備、その他の契約事務手続の不適正

#### オ 補助金等事務

実績報告書の受理の遅延、その他の補助金等に係る事務手続の不適正

#### カ 財産管理事務

物品の取得、管理及び処分の手続の不適正、その他の財産管理事務手続の不適正

#### キ その他の事務

所属で開設管理する口座検査の未実施、その他の事務手続の不適正

なお、指摘事項の内容は、次の実施機関別の状況に記載している。

○ 実施機関別の状況

ア 政策戦略本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
とっとり未来創造タスクフォース	令和6年8月21日	書面監査
政策戦略局 企画課	令和6年9月5日	〃
〃 総合統括課	令和6年8月21日	〃
〃 広報課	令和6年7月17日	実地監査
〃 東京本部	令和6年9月2日	〃
〃 関西本部	令和6年8月23日	〃
〃 名古屋代表部	令和6年8月22日	〃
税務課	令和6年9月6日	〃
財政課	令和6年9月6日	〃
デジタル局 デジタル改革課	令和6年7月4日	〃
〃 デジタル基盤整備課	令和6年7月4日	〃
東部県税事務所	令和6年8月29日	書面監査
中部県税事務所	令和6年7月30日	実地監査
西部県税事務所	令和6年8月29日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトにおける若手職員への伴走支援業務委託について、遑って契約していた。（政策戦略局企画課）
- 東京ドーム巨人戦ワンデー協賛「とっとりデー」（うさぎダンス関連分）実施業務外1件について、遑って契約していた。（政策戦略局広報課）
- 令和5年度鳥取県東京本部ハイヤー借上げ業務委託契約について、予

定価格調書を見積書受理後に作成していた。（政策戦略局東京本部）

## イ 輝く鳥取創造本部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中山間・地域振興局 人口減少社会対策課	令和6年7月23日	実地監査
〃 買物環境確保推進課	令和6年8月1日	書面監査
〃 交通政策課	令和6年8月5日	〃
観光交流局 観光戦略課	令和6年7月23日	実地監査
〃 国際観光・万博課	令和6年7月23日	〃
〃 交流推進課	令和6年7月23日	〃
〃 まんが王国官房	令和6年8月1日	書面監査

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- とっとりまるごと移住カーニバル！2023運営業務委託契約外2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（中山間・地域振興局人口減少社会対策課）
- 鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（中山間・地域振興局人口減少社会対策課）
- とっとりコンベンションビューロー補助金外1件について、遑って交付決定をしていた。（観光交流局観光戦略課）
- 鳥取県キャンプ場マップ「とりキャンMAP」チラシ印刷について、成果品を契約・交付伺の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。（観光交流局観光戦略課）
- 関西空港からの誘客促進に向けた夏秋用旅行商品販売促進実施業務外2件について、遑って契約していた。（観光交流局国際観光・万博課）

## ウ 総務部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	令和6年7月18日	実地監査
政策法務課	令和6年7月18日	〃
営繕課	令和6年9月3日	書面監査
統計課	令和6年9月4日	〃
行政監察・法人指導課	令和6年9月3日	〃
総合事務センター 庶務集中課	令和6年9月3日	〃
〃 物品契約課	令和6年9月3日	〃
行政体制整備局 人事企画課	令和6年8月29日	実地監査
〃 職員支援課	令和6年9月3日	書面監査
〃 職員人材開発センター	令和6年7月25日	実地監査
〃 行財政改革推進課	令和6年7月4日	〃
公文書館	令和6年9月10日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## エ 危機管理部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	令和6年9月3日	書面監査
危機対策・情報課	令和6年9月10日	〃
原子力安全対策課	令和6年7月25日	実地監査
消防防災課	令和6年7月17日	〃
消防防災航空センター	令和6年9月3日	書面監査
消防学校	令和6年6月21日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 支え愛マップ作成推進事業業務委託契約について、遑って契約していた。(消防防災課)
- 起震車修繕及びメンテナンス業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(消防防災課)

オ 地域社会振興部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
市町村課	令和6年8月28日	実地監査
県民参画協働課	令和6年7月18日	〃
文化政策課	令和6年8月6日	〃
産業廃棄物処理施設審査準備室	令和6年7月24日	書面監査
人権尊重社会推進局 人権・同和対策課	令和6年7月24日	〃
〃 女性応援課	令和6年8月6日	実地監査
スポーツ振興局 スポーツ課	令和6年7月24日	書面監査
〃 ねんりんピック・関西ワールド マスターズゲームズ推進課	令和6年7月24日	〃
文化財局 文化財課	令和6年8月1日	実地監査
〃 とっとり弥生の王国推進課	令和6年9月5日	〃
東部地域振興事務所	令和6年6月24日	書面監査
男女共同参画センター	令和6年6月20日	実地監査
埋蔵文化財センター	令和6年6月24日	書面監査
青谷かみじち史跡公園	令和6年9月5日	実地監査
むきばんだ史跡公園	令和6年9月5日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(市町村課)
- 令和5年度公民連携推進事業補助金について、交付決定を遡っているものがあった。(県民参画協働課)
- とっとり郷土芸能まつり2023ラジオ広報業務委託契約について、委託業務の実施状況を確認していなかった。(文化政策課)
- 鳥取県立東山水泳競技場公衆無線LAN利用に係る「D o S P O T S T R E E T」サービス利用契約について、遡って契約していた。(スポーツ振興局スポーツ課)
- 令和5年度文化財解説版及び標柱制作・設置業務(菅野のミズゴケ湿原)外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(文化財局文化財課)
- 令和5年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金について、遡って交付決定していた。(文化財局文化財課)
- 一般国道9号(北条道路)の改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査(長瀬高浜遺跡1・2区)委託契約外1件について、遡って契約していた。(文化財局とっとり弥生の王国推進課)
- 鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金について、遡って交付決定していた。(文化財局とっとり弥生の王国推進課)
- 「生活も仕事も」ととのうセミナーに係る報償費・旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(男女共同参画センター)
- 復元建物修繕用茅の購入について、成果品を契約・交付伺の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。(むきばんだ史跡公園)

## カ 福祉保健部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
ささえあい福祉局 福祉保健課	令和6年10月7日	書 面 監 査
〃 孤独・孤立対策課	令和6年9月10日	〃
〃 福祉監査指導課	令和6年9月4日	〃
〃 障がい福祉課	令和6年9月10日	〃
〃 長寿社会課	令和6年9月30日	〃
健康医療局 健康政策課	令和6年9月30日	〃
〃 医療政策課	令和6年10月4日	〃
〃 医療・保険課	令和6年9月30日	〃
感染症対策局 総合調整課	令和6年8月26日	〃
〃 感染症対策課	令和6年8月28日	実 地 監 査
精神保健福祉センター	令和6年8月21日	書 面 監 査
鳥取看護専門学校	令和6年8月21日	〃
倉吉総合看護専門学校	令和6年6月19日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 生活保護システム改修業務委託について、遑って契約していた。（ささえあい福祉局孤独・孤立対策課）
- 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託契約について、国の負担金を財源とすべきところを当該負担金の交付を受けないで執行しているものがあった。（感染症対策局感染症対策課）
- 令和4年度鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金について、交付決定が遅延していた。（感染症対策局感染症対策課）

## キ 子ども家庭部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
子育て王国課	令和6年9月4日	書面監査
家庭支援課	令和6年9月10日	〃
子ども発達支援課	令和6年9月10日	〃
総合教育推進課	令和6年7月17日	実地監査
福祉相談センター	令和6年8月26日	書面監査
喜多原学園	令和6年8月1日	〃
皆成学園	令和6年6月20日	実地監査
総合療育センター	令和6年8月21日	書面監査
鳥取療育園	令和6年9月10日	〃
中部療育園	令和6年7月4日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ク 生活環境部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	令和6年8月28日	実地監査
脱炭素社会推進課	令和6年8月26日	書面監査
衛生環境研究所	令和6年6月19日	実地監査
原子力環境センター	令和6年7月25日	〃
自然共生社会局 自然共生課	令和6年8月6日	〃
〃 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	令和6年8月21日	書面監査
〃 循環型社会推進課	令和6年8月26日	〃
〃 水環境保全課	令和6年7月10日	実地監査

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
くらしの安心局 くらしの安心推進課	令和6年8月26日	書 面 監 査
〃 消費生活センター	令和6年8月21日	〃
〃 まちづくり課	令和6年7月18日	実 地 監 査
〃 住宅政策課	令和6年8月1日	〃
食肉衛生検査所	令和6年8月21日	書 面 監 査
東部建築住宅事務所	令和6年8月26日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県水準調査用モニタリングポスト検出部更新業務に係る委託契約について、積算根拠が不明な見積書を受理していた。（原子力環境センター）
- 令和5年度盛土情報管理システム保守委託業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（くらしの安心局まちづくり課）
- 第4四半期県営住宅末恒第一団地高齢者見守りサービス異常検知対応業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（くらしの安心局住宅政策課）

ケ 商工労働部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
商 工 政 策 課	令和6年8月1日	実 地 監 査
立 地 戦 略 課	令和6年9月10日	書 面 監 査
産 業 未 来 創 造 課	令和6年9月27日	〃
企 業 支 援 課	令和6年9月10日	〃
通 商 物 流 課	令和6年9月10日	〃

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法	
雇用人材局 雇用・働き方政策課	令和6年9月10日	書 面 監 査	
// 産 業 人 材 課	令和6年9月10日	//	
// 鳥取県立鳥取ハローワーク	令和6年8月21日	//	
// 鳥取県立倉吉ハローワーク	令和6年6月19日	実 地 監 査	
// 鳥取県立米子ハローワーク	令和6年8月21日	書 面 監 査	
// 鳥取県立境港ハローワーク	令和6年8月21日	//	
産業人材育成 センター	倉吉校	令和6年8月21日	//
	米子校	令和6年8月21日	//

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金について、交付申請書兼実績報告書の受理が遅延していた。(商工政策課)
- 第12回北東アジア産業技術フォーラム及び関連行事に係る大型バス借り上げについて、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(産業未来創造課)
- 鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金について、遑って交付決定をしていた。(雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク)
- JR倉吉駅「エキパル倉吉」広告掲出契約について、契約何を支出負担行為書で行うべきところを一般起案で行っていた。(産業人材育成センター倉吉校)

コ 農林水産部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 林 水 産 政 策 課	令和6年8月29日	書 面 監 査

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農業振興局 経 営 支 援 課	令和6年8月29日	書 面 監 査
〃 農 業 大 学 校	令和6年8月29日	〃
〃 生 産 振 興 課	令和6年8月29日	〃
〃 農 地 ・ 水 保 全 課	令和6年8月29日	〃
畜産振興局 畜 産 振 興 課	令和6年8月26日	〃
〃 家 畜 防 疫 課	令和6年8月29日	〃
森林・林業振興局 林 政 企 画 課	令和6年8月29日	実 地 監 査
〃 県産材・林産振興課	令和6年8月1日	〃
〃 森 林 づ くり 推 進 課	令和6年9月6日	〃
水産振興局 水 産 振 興 課	令和6年8月29日	書 面 監 査
〃 漁 業 調 整 課	令和6年8月29日	〃
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和6年8月6日	実 地 監 査
〃 食パラダイス推進課	令和6年8月29日	書 面 監 査
東 部 農 林 事 務 所	令和6年8月29日	〃
東部農林事務所八頭事務所	令和6年6月26日	実 地 監 査
農 業 試 験 場	令和6年8月29日	書 面 監 査
園 芸 試 験 場	令和6年8月29日	〃
鳥 獣 対 策 セ ン タ ー	令和6年4月18日	実 地 監 査
畜 産 試 験 場	令和6年5月8日	〃
中 小 家 畜 試 験 場	令和6年8月29日	書 面 監 査
鳥取家畜保健衛生所	令和6年8月21日	〃
倉吉家畜保健衛生所	令和6年8月26日	〃
西部家畜保健衛生所	令和6年8月21日	〃
林 業 試 験 場	令和6年4月17日	実 地 監 査
境 港 水 産 事 務 所	令和6年8月29日	書 面 監 査
栽 培 漁 業 セ ン タ ー	令和6年8月29日	〃
水 産 試 験 場	令和6年8月29日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 令和5年度登記手続補助業務単価契約について、遑って契約していた。  
(農業振興局農地・水保全課)
- 行政財産の目的外使用許可(一般国道9号線鳥取西道路の維持管理用)について、使用許可期間終了後も申請のないまま使用させていた。(森林・林業振興局林政企画課)
- 令和3年度林道施設災害復旧事業(3年災・繰越分)について、補助事業の額の確定が遅延していた。(森林・林業振興局県産材・林産振興課)
- 境港水産物卸売市場排水処理施設に係る土地貸付契約について、遑って契約していた。(水産振興局水産振興課)
- 園芸試験場花き三水準温室水管漏水調査について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(園芸試験場)
- 出納員管理口座に振込まれた解析委託基本契約外1件の受託事業収入について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。(畜産試験場)

サ 県土整備部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 土 総 務 課	令和6年9月10日	書 面 監 査
技 術 企 画 課	令和6年9月26日	〃
道路局 道 路 企 画 課	令和6年8月29日	実 地 監 査
〃 道 路 建 設 課	令和6年9月26日	書 面 監 査
河川港湾局 河 川 課	令和6年9月10日	〃
〃 治 山 砂 防 課	令和6年9月26日	〃

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
河川港湾局 港 湾 課	令和6年9月26日	書 面 監 査
鳥取県土整備事務所	令和6年9月5日	〃
八頭県土整備事務所	令和6年6月26日	実 地 監 査
鳥取港湾事務所	令和6年9月5日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 協働型ボランティア促進事業交付金について、交付決定を遡っていた。  
(鳥取県土整備事務所)

シ 総合事務所

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
中 部 総 合 事 務 所		
県民福祉局	令和6年7月29日	実 地 監 査
倉吉保健所	令和6年7月30日	〃
環境建築局	令和6年7月29日	〃
農 林 局	令和6年7月30日	〃
県土整備局	令和6年7月30日	〃
西 部 総 合 事 務 所		
県民福祉局	令和6年8月1日	書 面 監 査
米子保健所	令和6年8月16日	〃
環境建築局	令和6年8月26日	〃
農 林 局	令和6年8月29日	〃
米子県土整備局	令和6年9月5日	〃
日野振興センター 日野振興局	令和6年8月29日	〃
〃 日野県土整備局	令和6年7月5日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 海岸漂着物処理業務について、遑って契約していた。(中部総合事務所 県土整備局)
- 中山3期営農飲雑揚水設備工事に係る前払金について、支払の遅延により延滞金を支出していた。(西部総合事務所農林局)

**ス 会計管理部**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計指導課	令和6年9月3日	書面監査
統括審査課	令和6年9月3日	〃
工事検査課	令和6年9月3日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

**セ 企業局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	令和6年7月11日	実地監査
東部事務所	令和6年7月11日	〃
西部事務所	令和6年7月11日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 漁業補償契約について、遡って契約していた。（企業局）

ソ 病院局

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	令和6年7月9日	実地監査
中央病院	令和6年7月9日	〃
厚生病院	令和6年7月10日	〃

（イ）監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

タ 教育委員会

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	令和6年8月21日	書面監査
教育環境課	令和6年8月21日	〃
教育人材開発課	令和6年8月28日	実地監査
教育センター	令和6年6月20日	〃
小中学校課	令和6年7月17日	〃
特別支援教育課	令和6年8月21日	書面監査
高等学校課	令和6年8月21日	〃
いじめ・不登校 総合対策センター	令和6年7月16日	〃
社会教育課	令和6年7月25日	実地監査
図書館	令和6年8月21日	書面監査
人権教育課	令和6年8月21日	〃
美術館整備局 美術館整備課	令和6年8月21日	〃
博物館	令和6年7月12日	〃

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
体 育 保 健 課	令和6年8月21日	書 面 監 査
東 部 教 育 局	令和6年4月18日	実 地 監 査
中 部 教 育 局	令和6年6月28日	書 面 監 査
西 部 教 育 局	令和6年7月12日	〃
鳥 取 東 高 等 学 校	令和6年6月28日	〃
鳥 取 西 高 等 学 校	令和6年7月16日	〃
鳥 取 商 業 高 等 学 校	令和6年7月12日	〃
鳥 取 工 業 高 等 学 校	令和6年7月4日	〃
鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	令和6年7月16日	〃
鳥 取 緑 風 高 等 学 校	令和6年4月15日	実 地 監 査
青 谷 高 等 学 校	令和6年6月24日	書 面 監 査
岩 美 高 等 学 校	令和6年7月4日	〃
八 頭 高 等 学 校	令和6年7月12日	〃
智 頭 農 林 高 等 学 校	令和6年4月17日	実 地 監 査
倉 吉 東 高 等 学 校	令和6年7月16日	書 面 監 査
倉 吉 西 高 等 学 校	令和6年6月28日	〃
倉 吉 農 業 高 等 学 校	令和6年9月3日	〃
倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校	令和6年5月8日	実 地 監 査
鳥 取 中 央 育 英 高 等 学 校	令和6年6月28日	書 面 監 査
米 子 東 高 等 学 校	令和6年9月3日	〃
米 子 西 高 等 学 校	令和6年6月24日	〃
米 子 高 等 学 校	令和6年5月9日	実 地 監 査
米 子 南 高 等 学 校	令和6年5月9日	〃
米 子 工 業 高 等 学 校	令和6年9月3日	書 面 監 査
米 子 白 鳳 高 等 学 校	令和6年6月24日	〃
境 高 等 学 校	令和6年8月30日	〃
境 港 総 合 技 術 高 等 学 校	令和6年8月5日	〃
日 野 高 等 学 校	令和6年5月17日	実 地 監 査
鳥 取 盲 学 校	令和6年9月3日	書 面 監 査
鳥 取 聾 <sup>ろう</sup> 学 校	令和6年7月24日	〃
鳥 取 養 護 学 校	令和6年8月30日	〃
白 兎 養 護 学 校	令和6年4月15日	実 地 監 査
倉 吉 養 護 学 校	令和6年6月28日	書 面 監 査
皆 生 養 護 学 校	令和6年9月3日	〃

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
米子養護学校	令和6年5月9日	実地監査
琴の浦高等特別支援学校	令和6年6月24日	書面監査
まなびの森学園	令和6年8月1日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 会計年度任用職員に係る報酬について支払が遅延していた。(教育人材開発課、体育保健課)
- 鳥取県ICT活用教育アドバイザーに係る謝金(報償費)について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(小中学校課)
- 鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金について、国の補助金を財源とすべきところを当該補助金の交付を受けないで執行しているものがあつた。(社会教育課)
- 鳥取県育英奨学資金貸付金について、前年度に比べ未収金額は増加しており、依然として多額の未収金があつた。(人権教育課)
- タブレット端末等賃貸借契約について、遡って契約していた。(八頭高等学校)
- 生産品の委託販売契約について、決裁を受けていない内容の契約書で契約を締結していた。(智頭農林高等学校)
- 職員旅費について、過大に支出しているものがあつた。(倉吉東高等学校、倉吉養護学校)
- 地域みらい留学参画契約について、遡って契約していた。(日野高等学校)

チ 警察本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
警 察 本 部	令和6年7月24日	書面監査
鳥 取 警 察 署	令和6年6月28日	〃

実施機関	実施日	実施方法
郡家警察署	令和6年4月18日	実地監査
智頭警察署	令和6年7月4日	書面監査
浜村警察署	令和6年6月28日	〃
倉吉警察署	令和6年6月28日	〃
琴浦大山警察署	令和6年7月4日	〃
米子警察署	令和6年7月5日	実地監査
境港警察署	令和6年5月17日	〃
黒坂警察署	令和6年6月28日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について、契約何を支出負担行為書で行うべきところを一般起案で行っていた。(境港警察署)

**ツ 監査委員事務局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	令和6年8月2日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

**テ 人事委員会事務局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
人事委員会事務局	令和6年3月13日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

**ト 労働委員会事務局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
労働委員会事務局	令和6年8月2日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

**ナ 県議会事務局**

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県議会事務局	令和6年8月29日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 定期監査の監査意見

### 1 業務の大胆な見直しと各所属の人事上の課題に寄り添った対応について

(政策戦略本部財政課、総務部行政体制整備局人事企画課、行財政改革推進課)

知事部局の正職員定数は、令和6年度が約3,000人で5年前(平成31年度)の数字とほぼ変わっていないが、会計年度任用職員は、この5年間で300人以上増加している。これは、正職員の時間外勤務の縮減や育児休業等の取得促進への対応として、職員定数を維持しながら、会計年度任用職員への振り替えが進められていることも要因の一つと考えられるが、一方で業務のアウトソーシングを進めている状況を鑑みると、県庁全体の業務量が増加していることが推察される。

については、人口減少や感染症、大規模災害など、多様化・複雑化する行政課題に機動的に対応するため、デジタル化の強力な推進や市町村との連携などを通じて業務を大胆に見直し、E C R Sの4原則<sup>(※)</sup>(廃止・集約・代替・簡素化)の視点で業務の廃止を含めた検討を行われたい。

なお、業務の見直しに当たって、まずは事業の実績や得られたデータを十分に評価・分析することを徹底し、事業の取捨選択に繋がられたい。

また、職員配置においては、総合事務所では、部局の要望等を踏まえた工夫や配慮がなされているものの、単独の地方機関では、深夜勤務等の制限を受けている職員が複数配置され夜勤体制の確保が困難な職場、事務職員1名で現金管理を伴う職場、業務上の配慮が必要な職員配置により周囲の職員に負担増が生じている職場も見受けられた。

については、職員配置・不足に苦慮している単独の地方機関、少人数職場に対し、人事当局が状況の把握に努めるとともに、人事当局のみならず関係部局と連携して現場に寄り添ったサポートを行うよう努められたい。

※E C R S (イクルス)の4原則…業務改善のフレームワーク

## 2 不適正な事務への組織的な対応とデジタル化について

(政策戦略本部デジタル局兼行政体制整備局デジタル改革課、総務部行政監察・法人指導課、行政体制整備局行財政改革推進課、会計管理部会計指導課)

定期監査において、複数の所属で同様の不適正な事務が確認されている。その要因としては、職員の関係規程に対する認識不足に加え、現行の制度が形骸化して実態に合っていない可能性も考えられる。また、令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書(令和6年10月17日付提出)において指摘しているとおり、不適正な事務を認知しても、要因分析を十分に行うことなく、所属の個別の問題として完結し、県庁全体で共有されていないことも一因と考える。

加えて、上記1に記載したとおり、デジタル化の推進は、事務の改善・効率化の手段であるとともに、会計事務におけるミスの未然防止策としても有効と考えられ、現在の各種決裁システムのチェック機能強化等により不適正な事務の削減が期待できる。

については、業務適正化の取組の必要性を再度全職員に周知するとともに、制度所管課は、定期監査で確認した繰り返される不適正な事務を全体の問題として捉え、発生要因を分析し、制度の見直しや職員研修の実施などにより、適正な事務の執行を図られたい。

併せて、デジタル所管課と問題を共有し、会計事務におけるミスの防止を目的とした各種決裁システムの改修等に引き続き取り組まれたい。

また、デジタル所管課は、デジタルツールを導入する所属に対して支援を行うなど、事務のデジタル化を積極的に進められたい。

<参考1> 令和5年度決算に係る事務監査で確認した不適正な事務

区分	内容	件数	所属数
予算事務	歳出予算執行の不適正(国庫負担金等の未受納、歳出予算の執行年度誤り)	4( 1)	3
収入事務	未収金の整理の不適正(多額の未収金、督促状の未発行・発行遅延)	40( 4)	29
	調定の不適正(納期限の不適正、調定の遅延等)	21( 16)	18
	その他(歳入金の払込の遅延等)	16( 9)	12
支出事務	旅費の過大請求	46( 46)	46
	支出負担行為の不適正(起案の遅延等)	33( 24)	30
	その他(支払遅延等)	42( 25)	35
契約事務	履行確認の不適正(検査員任命の不適正等)	22( 18)	20
	契約書の不適正(契約内容の不備等)	17( 11)	15
	その他(発注伺の未審査等)	60( 44)	43
補助金等事務	補助金の交付事務の不適正等(実績報告書受理の遅延等)	17( 7)	10

区分	内容	件数	所属数
財産管理 事務	県有財産及び物品の管理の不適正	32( 24)	22
	県有財産及び物品の取得又は処分の不適正等	17( 16)	15
その他の 事務	所属で開設管理する口座の検査の不適正等	18( 0)	18
合 計		385(245)	152

(注1) 内容欄の( )内は主な内容である。

(注2) 件数欄の( )内は業務適正化における自己チェックで不適正な事務を「不適正」としていなかった件数である。

(注3) 合計欄の所属数は実所属数であり、重複により各内訳の合計と一致しない。

<参考2> 令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書(抜粋)

第2 意見

(3) その他

② 業務適正化の対象事務において、同様の不適切事務が複数の所属で確認されていることから、各所属の認識不足や確認不足で終わらせることなく、組織的な改善を図る必要がある。

については、不適切な事務が発生する要因を分析し、旅費システムや財務等の電子決裁システムにおいて、ポップアップ表示やエラーチェック機能の充実等を工夫し、繰り返し発生する不適切事務の削減に努められたい。

### 3 公共施設の改修・更新・機能強化について

(総務部営繕課、教育委員会事務局教育環境課)

県の財務諸表において、施設の老朽化を示す有形固定資産減価償却率が直近の令和4年度で78.3%となっており、県有施設の老朽化が顕著となっている。

現在、「鳥取県県有施設中長期保全計画」など中長期の計画を策定し、県の建物・設備の老朽化の程度等を一元的に管理するとともに、優先順位付けして、修繕・更新に取り組まれている。

しかし、今年度定期監査を実施した入所施設等において、居住空間に雨漏りが生じていたり、野外での活動が困難な児童が多いにもかかわらず体育館にエアコンが整備されていないなど、対応が遅れているものが散見され、現場と財政当局の意識のずれが感じられた。両者を繋ぐ営繕所管課が現場の実態、緊急の度合いなどを主体的に把握することが必要である。

については、営繕所管課が施設管理者との情報共有を密に図り、施設の修繕・更新・機能強化に取り組まれない。

また、社会情勢や環境変化を踏まえ、利用者目線の安全確保などの観点から優先順位を見直されたい。

※令和3年度の有形固定資産減価償却率  
全国平均…61.6%  
鳥取県…78.4%

#### 4 様々な課題を抱える子どもたちの自律に向けた成人までの支援体制の構築について

(福祉保健部障がい福祉課、子ども家庭部子ども発達支援課、教育委員会事務局特別支援教育課、高等学校課、いじめ・不登校総合対策センター)

福祉・教育等の定期監査を行う中で、強度行動障がい児の移行先が決まらず、障害児入所施設に入所し続ける、いわゆる「過齢児」が問題となっている施設や、不登校やひきこもりによる生徒の中途退学が増加傾向にある高等学校が確認された。

行政においては、これらの課題解決に向け、福祉・教育等、それぞれの立場から子どもの特性に応じた対策を実施しているところであるが、個別の課題が生じた背景の中から、その要因を抽出し、社会全体の課題として俯瞰的に対策を検討する必要があると感じられた。

特に、課題を抱える子どもたちの自律に向けた取組については、乳幼児期から成人するまでの間の一貫した支援が必要であり、関係機関の密な連携は欠かせないと考える。

については、障がい児や不登校生徒等、様々な課題を抱える子どもたちの自律に向け、県・市町村の枠組を越えた共通の課題として捉え、市町村に積極的に働きかけて一体的に取り組むことにより、更に効果的な体制の構築を図られたい。

### 第3 定期監査の重点事項の調査結果

#### 随意契約について

地方公共団体が締結する契約の方法については、法第234条において一般競争入札を原則とし、随意契約は同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に定められた事項に該当する場合に限り行うことができるとされている。随意契約は競争入札に比べて事務手続が簡略である反面、その運用を誤ると契約の相手方が一部の者に偏重し、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねないという懸念もある。

特に、随意契約のうち特定の二者のみを契約の相手方とする随意契約の場合は、選定についての公正性・透明性や競争性・経済性などに問題が伴うおそれがあることから、より慎重かつ厳正な運用が求められている。

また、令和3年度業務適正化評価報告書審査意見において、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案が散見されたことから、業務点検チェックリスト等の運用状況の確認を求めたところ、令和4年度から中間評価を新たに実施されることとなったが、ここ数年の定期監査の結果、随意契約における予定価格の作成等に関する不適正事例が見受けられる状況となっていることから、随意契約の事務手続が適正に実施されているか重点的に確認することにより、今後の適正な事務の執行に資するため、令和5年度決算に係る重点事項として監査を実施した。

#### 1 監査対象及び方法

##### (1) 調査対象機関

監査対象227機関のうち、事務監査を実地で行った76機関

##### (2) 調査対象事務

施行令第167条の2第1項第2号から第9号までで認められている随意契約のうち、特定の二者のみから見積書を徴して行う随意契約（予定価格が20万円以上のもの）に関する事務

##### (3) 調査方法

調査対象事務を、同種の業務に偏らないよう1機関5件以内で選定し、調査項目について、確認及び聞き取り等を行った。

## 2 重点調査項目

調査対象事務について、確認した項目は、以下のとおりである。

### (1) 随意契約の根拠について

- ア 適用条項
- イ 適用条項に該当する理由の記載内容
  - (ア) 対象事務の内容
  - (イ) 随意契約の理由
  - (ウ) 仕様の変更や業務の分離・分割等で競争入札等ができる余地はないか確認しているか。
  - (エ) 主要な業務を他者に再委託していないか。
  - (オ) 他機関、他の自治体で類似業務を競争入札等されている事例はないか確認しているか。
  - (カ) 新規業者の参入等の状況変化で他業者の参入が可能となっていないか確認しているか。

### (2) 同一業者との契約の継続について

- ア 契約の相手方
- イ 契約の継続回数
- ウ 履行評価の実施
- エ 予定価格及び当初契約額

### (3) 予定価格の積算について

- ア 予定価格の積算方法
- イ 予定価格に対する当初契約額の割合

### (4) 予定価格調書の作成・保管について

- ア 予定価格調書の作成
  - (ア) 作成時期は適切か。
  - (イ) 契約権者が作成しているか。
  - (ウ) 封書にしてあるか。
- イ 予定価格調書の保管
  - (ア) 保管責任者は誰か。
  - (イ) 保管場所はどこか。施錠の有無。

## 3 監査結果

重点調査項目を調査した結果、概ね適正に事務が執行されていた。

## 4 監査意見

### 随意契約の理由について

契約事務処理要領（平成30年10月30日付第201800172587号鳥取県会計管理者通知）において、随意契約による場合は「政令で定める場合に該当するときに限り認められた契約方法であり、この方法による理由を明確にしておく必要がある。」とされている。しかし、調査の結果、関連起案に理由の記載がないもの、理由が明確ではないと思われるものが見受けられた。

随意契約のうち特定の一者のみを相手とするいわゆる一者随意契約は、真にやむを得ない理由があり、かつ、契約を締結できる者が一者に限定される場合にのみ認められるものであるから、その理由や選定過程を具体的に明らかにし、県民に対し説明責任を果たすことが求められると考える。

については、一者随意契約とする理由について、具体的に記載するよう徹底されたい。

また、同一業者と繰り返し一者随意契約を行っているものについては、社会状況等の変化を勘案し、適宜、他の類似業務の契約事例や他業者の参入状況等を幅広く情報収集した上で、委託先を決定するよう図られたい。

<重点事項調査結果の詳細>

1 調査対象機関及び根拠別内訳

(単位：機関、件、%)

機関	項目	調査対象 機関数	調査対象 契約件数	根拠号数							計	
				2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		9号
政策戦略本部		5	17	16	0	0	0	1	0	0	0	17
輝く鳥取創造本部		4	20	19	0	0	1	0	0	0	0	20
総務部		5	21	21	0	0	0	0	0	0	0	21
危機管理部		2	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9
地域社会振興部		9	37	36	0	0	0	0	0	1	0	37
福祉保健部		2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4
子ども家庭部		2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4
生活環境部		7	35	34	0	0	0	0	0	1	0	35
商工労働部		2	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5
農林水産部		8	31	30	0	0	1	0	0	0	0	31
県土整備部		2	10	7	0	0	3	0	0	0	0	10
総合事務所		5	14	13	0	0	1	0	1	0	0	15
会計管理部		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業局(※)		2	9	7	0	0	1	0	0	1	0	9
病院局(※)		3	15	15	0	0	0	0	0	0	0	15
教育委員会		13	38	36	0	0	0	1	0	1	0	38
警察本部		3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
各種委員会等		1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
県議会事務局		1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5
計		76	277	264	0	0	7	2	1	4	0	278
比率		-	-	95.0	0.0	0.0	2.5	0.7	0.4	1.4	0.0	100

注1 関連起案に根拠号数の記載がないものは、調査時に聞き取りを行った。

注2 複数の号数を根拠としている契約があるため、調査対象契約件数の合計と根拠号数の内訳の合計は一致しない。

注3 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受ける機関(※の機関)については、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項の適用号数である。

・なお、地方公営企業法施行令の改正(令和6年4月1日付)に伴い、調査対象契約の随意契約理由の根拠法令を、次のとおり読み替えている。

読み替え後	読み替え前
地方公営企業法施行令第21条の13第1項	地方公営企業法施行令第21条の14第1項

<参考>施行令第167条の2第1項

第2号	不動産の買入れ・借入れ、物品の製造・修理・加工・納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しない場合
第3号	障害者福祉施設、認定生活困窮者就労訓練事業施設、母子・父子福祉団体、シルバー人材センター等から物品の調達又は役務の提供を受ける契約をする場合
第4号	新事業開拓認定事業者が生産する新商品の買入れ・借入れる契約をする場合、新役務の提供を受ける契約をする場合
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

2 調査項目別の状況

調査項目について、以下のとおり不適正事例が見受けられた。

<随意契約の根拠に係る事項のうち再委託に係る事項>

- ・「契約金額の50パーセントを超える再委託又は業務の中核となる部分の再委託は特段の理由がない場合は認めない」ことを契約書に定めていなかった。(2件)
- ・契約書で、「受託者が契約金額の50パーセントを超える再委託又は業務の中核となる部分の再委託をする場合は、県の承認が必要」と定めているにもかかわらず、承認を行わずに再委託をさせていた。(1件)

<同一業者との契約の継続に係る事項のうち当初契約額に係る事項>

- ・積算根拠の内訳が記載されていない見積書を受理していた。(1件)

<予定価格調書の作成に係る事項>

- ・予定価格調書を封書にしていなかった。(5件)

- ・ 予定価格調書を作成していなかった。(2件)
- ・ 予定価格調書を2通作成していた。(1件)
- ・ 支出負担行為書に予定価格を記載していなかった。(1件)
- ・ 物品請求書に予定価格を記載していなかった。(1件)

### 3 業務種別及び理由種別

(単位：件、%)

理由種別 業務種別	業務の 専門性	業務の 継続性	過去の実績 (業務に精通)	業務の提供者 が限定的	業務の 秘密性	プロポーザル 方式等	その他	計	比率
情報化関連	40	2	1	14	0	0	0	57	20.6
施設等維持管理	30	0	1	6	0	0	7	44	15.9
広告等企画運営	15	1	10	33	0	4	4	67	24.2
調査研究	5	0	0	5	0	0	1	11	4.0
工事、修繕	6	0	2	8	0	0	6	22	7.9
物品製作、購入	5	0	0	7	0	0	1	13	4.7
賃貸借	0	0	1	4	0	0	3	8	2.9
その他	28	6	4	9	3	2	3	55	19.8
計	129	9	19	86	3	6	25	277	100
比率	46.6	3.2	6.9	31.0	1.1	2.2	9.0	100	—

注 業務種別のうち、情報化関連、施設等維持管理、広告等企画運営は次のとおり分類している。

- ・ 情報化関連 (システム・機器の開発、改修、運営、保守等)
- ・ 施設等維持管理 (電気・機械設備、機器、施設等の保守、清掃、除雪等)
- ・ 広告等企画運営 (広報、広告、イベント、研修等の企画運営)

### 4 同一業者との契約の継続

(単位：件、%)

契約相手	計		同一業者との契約の継続回数			予定価格			契約額	
	計	比率	2回	3～4回	5回以上	前回契約 と同額	前回契約と 異なる額	記載不要	前回契約 と同額	前回契約と 異なる額
前回と同一業者を選定	158	57.0	21	27	110	63	76	19	66	92
前回と異なる業者を選定	2	0.7	—	—	—	0	1	1	0	2
継続性なし	117	42.3	—	—	—	—	—	—	—	—
計	277	100	21	27	110	63	77	20	66	94
比率	—	—	13.3	17.1	69.6	39.4	48.1	12.5	41.2	58.8

### 5 予定価格の積算根拠 (業務種別)

(単位：件、%)

積算根拠 業務種別	参考見積 (1者・契約 事業者)	参考見積 (1者・契約 事業者以外)	参考見積 (2者以上)	単価表・積 算基準等	前年度 契約額	類似事業の 積算内容	カタログ類	予算額	その他	計	比率
情報化関連	39	0	0	2	3	0	0	10	2	56	22.3
施設等維持管理	31	0	0	6	0	0	0	4	0	41	16.3
広告等企画運営	34	0	0	6	0	0	0	23	2	65	25.9
調査研究	1	1	0	4	0	0	0	3	1	10	4.0
工事、修繕	9	0	1	8	0	0	0	1	1	20	8.0
物品製作、購入	9	0	0	0	0	0	1	1	0	11	4.4
賃貸借	3	0	0	3	0	0	0	1	1	8	3.2
その他	11	0	0	7	1	0	0	12	9	40	15.9
計	137	1	1	36	4	0	1	55	16	251	100
比率	54.6	0.4	0.4	14.3	1.6	0.0	0.4	21.9	6.4	100	—

注 調査対象契約件数277件のうち、予定価格を積算していなかったもの(2件)及び契約事務処理要領で定める予定価格調書以外の書面等に予定価格の記載が不要なもの(24件)を除いた件数である。

(参 考 1)

### 令和5年度決算に係る定期監査の処置の概要

監査の結果、152機関において、是正や注意喚起が必要な事項が385件確認されました。

その内訳は、指摘事項51件、注意事項334件となっており、不適正事務の総数は昨年度に比べて35件増加しました。

依然として複数の機関で同様の不適正事務が確認されており、発生要因については、担当者、上司の関係規程等に対する認識不足や上司の内容確認不足による事案が多く見受けられました。

## 1 件 数

(単位：件、(機関))

区 分	勸 告	指 摘	注 意	合 計
本 庁	0 ( 0 )	3 5 ( 2 9 )	1 8 2 ( 7 0 )	2 1 7 ( 7 2 )
地方機関	0 ( 0 )	1 6 ( 1 6 )	1 5 2 ( 7 3 )	1 6 8 ( 8 0 )
合 計	0 ( 0 )	5 1 ( 4 5 )	3 3 4 ( 1 4 3 )	3 8 5 ( 1 5 2 )

(注) 1 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

2 過去4年間の定期監査による不適正事案件数の状況は、34頁のとおり。

(参考)

(単位：件、(機関))

区 分	勸 告	指 摘	注 意	合 計
令和4年度決算	0 ( 0 )	7 4 ( 5 1 )	2 7 6 ( 1 1 8 )	3 5 0 ( 1 3 5 )
令和3年度決算	1 ( 1 )	5 6 ( 3 9 )	2 8 1 ( 1 2 5 )	3 3 8 ( 1 3 5 )
令和2年度決算	0 ( 0 )	3 8 ( 3 2 )	3 5 9 ( 1 3 6 )	3 9 7 ( 1 4 2 )

## 2 事項別内訳

### (1) 全 体

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	4( 0 )	国庫負担金等の未受納 [2]、歳出予算の執行年度誤り [2]
収 入 事 務	77( 64 )	多額の未収金 [32]、歳入金の払込の遅延 [10]、督促状の未発行・発行遅延 [8]、納期限の不適正 [8]、調定の遅延 [5]
支 出 事 務	121( 95 )	支出金額の誤り [47]、支出負担行為の不適正 [33]、支払遅延 [17]、資金前渡の精算の遅延 [5]
契 約 事 務	99( 93 )	検査員任命の不適正 [12]、契約内容の不備 [10]、発注伺の未審査 [9]、見積書の不適正 [7]、予定価格調書の未作成等 [7]、契約書作成手続の不適正 [3]、委託業務実施状況の未確認 [1]
補助金等事務	17( 7 )	実績報告書受理の遅延等 [4]、交付申請書受理の遅延 [3]、額の確定の遅延 [1]
財産管理事務	49( 37 )	物品管理事務の不適正 [31]、物品の取得・処分事務の不適正 [16]、行政財産使用許可未手続 [1]
その他の事務	18( 54 )	所属で開設管理する口座の検査の未実施等
合 計	385(350)	

(注) 件数欄の ( ) 内は前年度の件数、主な内容欄の [ ] 内は本年度の件数である。

## (2) 指 摘

区 分	件 数	内 容
予 算 事 務	2( 0)	国庫負担金等の未受納 [2]
収 入 事 務	2( 6)	多額の未収金 [1]、歳入金の払込の遅延 [1]
支 出 事 務	36(41)	支出負担行為の不適正 [33]、支払遅延 [1]、支出金額の誤り [2]
契 約 事 務	6(23)	予定価格調書の未作成等 [3]、見積書の不適正 [1]、契約書作成手続の不適正 [1]、委託業務実施状況の未確認 [1]
補助金等事務	2( 2)	交付申請書受理の遅延 [1]、額の確定の遅延 [1]
財産管理事務	3( 2)	物品の取得・処分事務の不適正 [2]、行政財産使用許可未手続 [1]
合 計	51(74)	

(注) 件数欄の ( ) 内は前年度の件数、主な内容欄の [ ] 内は本年度の件数である。

## (3) 注 意

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	2( 0)	歳出予算の執行年度誤り [2]
収 入 事 務	75( 58)	多額の未収金 [31]、歳入金の払込の遅延 [9]、督促状の未発行・発行遅延 [8]、納期限の不適正 [8]、調定の遅延 [5]
支 出 事 務	85( 54)	支出金額の誤り [45]、支払遅延 [16]、資金前渡の精算の遅延 [5]
契 約 事 務	93( 70)	検査員任命の不適正 [12]、契約内容の不備 [10]、発注伺の未審査 [9]、見積書の不適正 [6]、予定価格調書の未作成等 [4]、契約書作成手続の不適正 [2]
補助金等事務	15( 5)	実績報告書受理の遅延等 [4]、交付申請書受理の遅延 [2]
財産管理事務	46( 35)	物品管理事務の不適正 [31]、物品の取得・処分事務の不適正 [14]、
その他の事務	18( 54)	所属で開設管理する口座の検査の未実施等
合 計	334(276)	

(注) 件数欄の ( ) 内は前年度の件数、主な内容欄の [ ] 内は本年度の件数である。

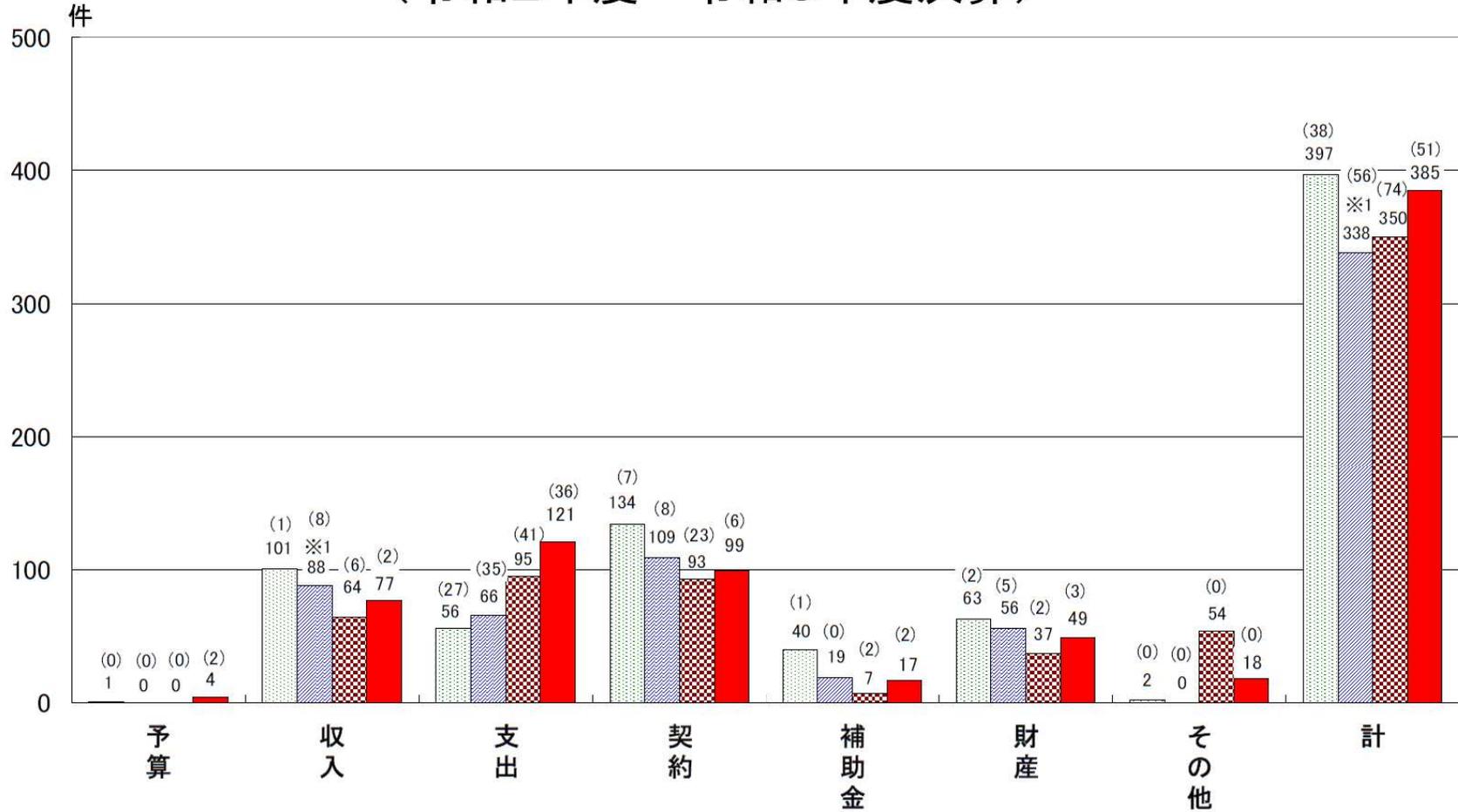
## 3 不適正事務の発生要因

(単位：件、%)

区 分	件 数				割 合 [前年度]
	勧告	指摘	注意	計	
①上司の進行管理不足	—	23	60	83	21.6 [18.3]
②上司の内容確認不足	—	6	96	102	26.5 [22.9]
③担当者や上司の関係規程等への認識不足等	—	13	110	123	31.9 [44.8]
④担当者の失念、判断誤り	—	4	21	25	6.5 [ 2.6]
⑤団体の書類提出の遅延等	—	4	16	20	5.2 [ 1.4]
⑥その他 (多額の未収金がある場合等)	—	1	31	32	8.3 [10.0]
合 計	—	51	334	385	100.0

(注) 区分欄の発生要因は、鳥取県監査実施要綱第16条に規定する事務監査結果報告書の項目別に分類している。

## 定期監査による不適正事案件数の状況 (令和2年度～令和5年度決算)



### 表の見方

1 令和2年度～令和5年度決算に係る定期監査による不適正事案件数を表しています。

R2決算 R3決算 R4決算 R5決算

2 数値は、全体の不適正事案件数を表し、( )は指摘件数、R3年度決算の※は勧告件数で内数です。

(参考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
勸 告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指 摘	1 法令に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと思われるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○予算執行の不 適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○繰越手続きがなされていないもの ・全部
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額10万円以上で6か月以上 ○納期限が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○年度区分又は収入科目を誤っているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○現金收受の不 適正	○直接収納した収納金の払込みの遅延しているもの ・合計額5万円以上で1週間以上 ・合計額1千円以上5万円未満で1か月以上 ○現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○現金（有価証券）領収証書の取扱いが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○未収金の整理 の不適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・重大なもの又は著しいもの ・未収金額が1百万円以上の案件のうち、取組が特に不十分と認められるもの
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
3 支 出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・全部 ○必要な審査を受けていないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○支出命令の不 適正	○支出金額の誤っているもの ・合計額5万円以上 ○支払いの遅延しているもの ・延滞金を支払ったもの ○資金前渡又は概算払の精算の遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上 ○歳出戻入が遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上
	○その他	○その他支出事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
4 契 約	○予定価格の不 適正	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したのもの又は1件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○入札手続き等 の不適正	○業者の選定及び入札手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○随意契約の不 適正	○見積書が適正でないもの又は不足するもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約書の不適 正	○契約書の作成手続きが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（契約締結事務の遡及は支出による） ○契約書の内容が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（暴力団排除条項・再委託・追完請求など）
	○契約保証金等 の不適正	○契約保証金又は入札保証金の免除が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約変更の不 適正	○契約変更の理由、金額及び手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○履行確認の不 適正	○適期に完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
5 補助金等	○補助金等の交 付事務の不 適正	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもののうち6か月以上の遅延 ・提出期限の定めがないもので、既に事業着手している単県事業のうち6 か月以上の遅延（やむを得ない事情がある場合を除く） ・提出期限の定めがないもので、既に事業完了している単県事業のうち6 か月以上の遅延（災害等、要綱等により事業完了後交付申請するものを除 く） ○交付決定が遅延しているもの ・重大なもの又は著しいもの（6か月以上の遅延） ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が 不適當なもの ・重大なもの又は著しいもの（遅延については6か月以上のもの） ○額の確定が遅延しているもの ・単県事業で出納整理期間を超えるもののうち6か月以上の遅延 ・単県事業で実績報告提出後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延 ・国庫補助事業で国の確定通知受理後1か月以上の遅延のうち6か月以上 の遅延

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
5 補助金等	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
6 工事の 執 行	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○県有財産及び 物品の取得又 は処分の不適 正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び 物品の管理の 不適正	○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 処置基準で指摘となる「重大なもの又は著しいもの」等は、類似項目に設定された基準との権衡を考慮して判断する。

2 特別な事情のあるものは上記基準と異なることもある。

3 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。

4 物品については原則として物品事務取扱規則第3条第1項第2号を除くものとする。

(参 考 3)

## 令和5年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

<b>I 予算事務</b>	(ページ)
1 国庫負担金の受入について(感染症対策局感染症対策課) ……………	40
2 国庫補助金の受入について(社会教育課) ……………	40
<b>II 収入事務</b>	(ページ)
3 歳入金の払込について(畜産試験場) ……………	41
4 鳥取県育英奨学資金貸付金の回収について(人権教育課) ……………	41
<b>III 支出事務</b>	
5 延滞金の支出について(西部総合事務所農林局) ……………	42
6 報酬の支払について(教育人材開発課、体育保健課) ……………	42
7 契約締結の事務手続について(政策戦略局企画課) ……………	43
8 契約締結の事務手続について(政策戦略局広報課) ……………	43
9 支出負担行為の事務手続について(中山間・地域振興局人口減少社会対策課) ……………	44
10 契約締結の事務手続について(観光交流局国際観光・万博課) ……………	45
11 契約締結の事務手続について(消防防災課) ……………	45
12 契約締結の事務手続について(スポーツ振興局スポーツ課) ……………	46
13 契約締結の事務手続について(文化財局文化財課) ……………	46
14 契約締結の事務手続について(文化財局とっとり弥生の王国推進課) ……………	47
15 契約締結の事務手続について(ささえあい福祉局孤独・孤立対策課) ……………	47
16 支出負担行為の事務手続について(くらしの安心局まちづくり課) ……………	48
17 支出負担行為の事務手続について(くらしの安心局住宅政策課) ……………	48
18 契約締結の事務手続について(産業人材育成センター倉吉校) ……………	49
19 契約締結の事務手続について(農業振興局農地・水保全課) ……………	49
20 契約締結の事務手続について(水産振興局水産振興課) ……………	50
21 契約締結の事務手続について(中部総合事務所県土整備局) ……………	50
22 契約締結の事務手続について(企業局) ……………	51
23 契約締結の事務手続について(八頭高等学校) ……………	51
24 契約締結の事務手続について(日野高等学校) ……………	52
25 契約締結の事務手続について(境港警察署) ……………	52
26 支出負担行為の事務手続について(中山間・地域振興局人口減少社会対策課) ……………	53
27 補助金等の交付決定について(観光交流局観光戦略課) ……………	53
28 補助金の交付決定について(県民参画協働課) ……………	54
29 補助金の交付決定について(文化財局文化財課) ……………	54
30 補助金の交付決定について(文化財局とっとり弥生の王国推進課) ……………	55
31 補助金の交付決定について(感染症対策局感染症対策課) ……………	55
32 補助金の交付決定について(雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク) ……………	56
33 交付金の交付決定について(鳥取県土整備事務所) ……………	56
34 支出負担行為の事務手続について(男女共同参画センター) ……………	57

35	支出負担行為の事務手続について（小中学校課）	57
36	支出負担行為の事務手続について（産業未来創造課）	57
37	支出負担行為の事務手続について（園芸試験場）	58
38	職員旅費に係る支出金額について（倉吉東高等学校）	58
39	職員旅費に係る支出金額について（倉吉養護学校）	59

#### **IV 契約事務**

40	予定価格調書の決定について（政策戦略局東京本部）	60
41	発注伺の作成等について（市町村課）	60
42	予定価格調書の作成について（消防防災課）	60
43	見積書の徴取について（原子力環境センター）	61
44	契約書の作成について（智頭農林高等学校）	61
45	委託業務の確認について（文化政策課）	62

#### **V 補助金等事務**

46	補助金の交付申請書兼実績報告書について（商工政策課）	63
47	補助金の額の確定について（森林・林業振興局県産材・林産振興課）	63

#### **VI 財産管理事務**

48	物品購入の事務手続について（観光交流局観光戦略課）	64
49	物品購入の事務手続について（むきばんだ史跡公園）	64
50	行政財産の目的外使用許可について（森林・林業振興局林政企画課）	65

## I 予算事務

### 1 国庫負担金の受入について（感染症対策局感染症対策課）

内 容	
<p><b>令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託契約について、国の負担金を財源とすべきところを当該負担金の交付を受けないで執行しているものがあつた。</b></p>	
・概	要：県の支払事務の遅延により国への負担金請求が遅延したため、国の負担金の交付を受けることができず全額県費で執行したものの。
・契約の相手方：	(株) A
・支 払 額：	891,000 円
・予定国費財源額：	445,500 円（感染症予防事業費等国庫負担金（1/2）の充当が可能）
・実国費受入額：	0 円
・差引財源不足額：	<b>△445,500 円</b>
・発 生 の 要 因：	担当者及び上司の進行管理不足
・指 摘 の 考 え 方：	予算事務が著しく不適正

### 2 国庫補助金の受入について（社会教育課）

内 容				
<p><b>鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金について、国の補助金を財源とすべきところを当該補助金の交付を受けないで執行しているものがあつた。</b></p>				
・概	要：国から市町村への間接補助金（国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）について、日野町から実績報告書の修正版が提出されたにもかかわらず、国への補助金の実績報告額を修正前の金額で行ったため、国の交付を受けられなかった補助額を単県で執行することとなったもの。			
・交付の状況				
	確定額	左の財源		
			<b>国費</b>	<b>県費</b>
交付額	44,569,000 円 (3,513,000 円)	正	22,273,000 円	22,296,000 円
		誤 (実財源)	22,067,000 円	22,502,000 円
	差 引		<b>△206,000 円</b>	<b>206,000 円</b>
誤 (国報告額)	44,157,000 円 (3,101,000 円)		22,067,000 円	22,502,000 円
( ) 書は、日野町分				
・発 生 の 要 因：	担当者の失念（担当者が差替前の実績報告書で事務を実施したもの）			
・指 摘 の 考 え 方：	予算事務が著しく不適正			

## II 収入事務

### 3 歳入金の払込について（畜産試験場）

内 容						
<b>出納員管理口座に振込まれた解析委託基本契約外 1 件の受託事業収入について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。</b>						
・概 要：相手方に振込予定日の連絡を依頼していたが連絡がなかったため、払込が遅延した。 なお、事後調定は行っていた。						
契約名		収納額	出納員管理 口座への 入金日	収納期限日	県口座へ の収納日	遅延 日数
解析委託基本契約	第 1 回	5,070,000 円	R5. 4. 28	R5. 5. 1	R5. 5. 11	10 日
	第 3 回	1,728,000 円	R5. 10. 31	R5. 11. 2	R5. 11. 17	15 日
	第 4 回	576,000 円				
ゲノミック評価 委託基本契約	第 2 回	2,455,200 円	R5. 11. 21	R5. 11. 24	R5. 12. 1	7 日
合 計		9,829,200 円	—			
・発 生 の 要 因：上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：収入事務が著しく不適正（合計額 5 万円以上で 1 週間以上の遅延）						

### 4 鳥取県育英奨学資金貸付金の回収について（人権教育課）

内 容	
<b>鳥取県育英奨学資金貸付金について、前年度に比べ未収金額は増加しており、依然として多額の未収金があった。</b>	
・調 定 額	845,098,628円
・収 入 済 額	741,948,889円
・不 納 欠 損 額	72,400円
・未 収 金 額	103,077,339円
・前年度未収金額	89,769,279円
・増加した未収金額	13,308,060円

### Ⅲ 支出事務

#### 5 延滞金の支出について（西部総合事務所農林局）

内 容	
<b>中山3期営農飲雑揚水設備工事に係る前払金について、支払の遅延により延滞金を支出していた。</b>	
・概 要	：支払担当者が書類の見落としにより、前金払の手続きを行っていないかった。監督員が受注者への部分払の予定を確認した際、前払金の未払が発覚したもの。
・前払金の額	：21,640,000円
・前金払申出日	：R 5.10.5
・支払期限	：R 5.10.19
・前払金支払日	：R 5.11.16
・遅延日数	：28日
・延滞金の額	：49,801円
・延滞金支払日	：R 6.4.5
・発生の要因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出事務が著しく不適正（延滞金を支払う状況となった）

#### 6 報酬の支払について（教育人材開発課、体育保健課）

内 容	
<b>会計年度任用職員に係る報酬について支払が遅延していた。（過年度支出）</b>	
・概 要	：県立高等学校2校の会計年度任用職員として任用していた個人Bが死去したため、BにかかるR 4.10月からR 5.2月分の報酬を遺族に支払をするようR 5.3月に体育保健課からメールで依頼があり、支払担当者はメールで示されていた報酬金額を支出負担行為兼支出仕訳書で支払った。（任用手続は体育保健課が行い、報酬の支払手続は教育人材開発課が行っている。本人ではなく、遺族に対する支払であるため、給与システムではなく支出負担行為兼支出仕訳書で報酬を支払い）しかし、 <b>支払われた報酬金額は1校当たりの金額だったため、残り1校分の報酬が未払であるとR 5.11月に体育保健課から連絡があり支出負担行為の事務手続を行い過年度支出を行ったもの。</b> 依頼メールには、報酬金額の補足で2校の会計年度任用職員であることから支払額の実質は2校分となる旨を記載し、体育保健課担当者は1校当たりの金額×2校分の支払が必要であるとメールで示していたつもりであったが、記載する報酬金額が1校当たりの金額なのか、2校分の金額なのか支払担当者には明確に判断できなかつたため、2校分の金額として誤認してしまった。
・1校あたりの報酬額	：146,000円/年（定額）
・対象期間	：R 4.10月からR 5.2月分（下半期分）
・対象期間の報酬額	：73,000円（下半期分）/6月=12,166円（月額） 12,166円×5月=60,830円
・支払うべき報酬額	：60,830円×2校分=121,660円・・・①
・既支払報酬額	：60,830円（R 4年度で支払（R 5.5.1））・・・②
・過年度支出額	：60,830円（①-②）
・債務の属する年度	：R 4年度
・支払日	：R 5.12.11
・発生の要因	：（教育人材開発課）支払担当者及び体育保健課担当者との確認、情報共有及び連携不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

## 7 契約締結の事務手続について（政策戦略局企画課）

内 容	
<p><b>山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトにおける若手職員への伴走支援業務委託について、遑って契約していた。</b></p>	
・概 要	<p>要：当該業務の委託業務の期間の始期は、R 5. 6. 2であり、契約締結が遅れることのないよう、同プロジェクト幹事県である島根県へ再三に渡り契約書の送付を依頼していたが、R 5. 6. 8に、島根県よりR 5. 6. 2付けの契約書が送付され、本県は契約書（島根県知事印押印済）を受取後、同日に契約伺を起案し、翌9日には結果として日付遡りの形で決裁した。</p>
・相 手 方	個人C（島根県を交えた3者契約）
・契 約 金 額	（鳥取県分）117,500円
・契 約 日	R 5. 6. 2
・委 託 期 間	R 5. 6. 2～R 5.10.31
・業 務 開 始 日	R 5. 6. 2（結成式）
・契 約 伺 起 案 日	R 5. 6. 8
・契 約 伺 決 裁 日	R 5. 6. 9
・遡 り 日 数	7日
・発 生 の 要 因	上司の進行管理不足、本県と島根県の担当者間での連絡調整不足
・指 摘 の 考 え 方	支出負担行為が適期に行われていない

## 8 契約締結の事務手続について（政策戦略局広報課）

内 容		
<p><b>東京ドーム巨人戦ワンデー協賛「とっとりデー」（うさぎダンス関連分）実施業務外1件について、遑って契約していた。</b></p>		
・概要	<p>①口頭で発注は伺っていたが、相手方と本県の窓口である東京本部との調整に時間を要し、見積書を受理したのがイベントの前日だったため、イベント終了後に、契約事務（支出負担行為）を行った。</p> <p>②R 5.10.15に開催されたカマタマーレ讃岐との試合における魅力発信業務について、口頭で発注は伺っていたが、契約の締結を担当者が失念していたため、契約を行わないまま業務完了後に契約事務（支出負担行為）を行った。</p>	
業 務 名	①東京ドーム巨人戦ワンデー協賛「とっとりデー」（うさぎダンス関連分）実施業務	②ガイナール鳥取アウェイ戦での鳥取県魅力発信業務（2023シーズン香川県試合分）
契約の相手方	（株）D	（株）E
契 約 金 額	385,000円	497,200円
契 約 方 法	随意契約（1者）	随意契約（1者）
見 積 書 受 理 日	R 5. 8. 1	R 5. 9. 20
委 託 期 間 （業務期間）	R 5. 8. 1～R 5. 8. 2	R 5. 10. 13～R 5. 10. 31
開 催（予 定）日	R 5. 8. 2	R 5. 10. 15
支 出 負 担 行 為 起 案 日	R 5. 8. 7	R 5. 11. 1
支 出 負 担 行 為 決 裁 日	R 5. 8. 9	R 5. 11. 6
契 約 日	R 5. 8. 1	R 5. 10. 13
請 書	作成省略	作成
遡 り 日 数	8日	24日
・発 生 の 要 因	担当者の失念及び上司の進行管理不足	
・指 摘 の 考 え 方	支出負担行為が適期に行われていない	

9 支出負担行為の事務手続について（中山間・地域振興局人口減少社会対策課）

内 容			
<p>とっとりまるごと移住カーニバル！2023 運營業務委託契約外 2 件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>			
事 業 名	とっとりまるごと移住カーニバル！2023 運營業務委託	第 4 回 Satoyama 実践者交流会	令和 5 年度「Nativ.media」鳥取県チャンネル開設業務
概 要	<p>担当者が使用料及び賃借料、役務費は支出負担行為兼仕訳で支払えると勘違いしていたため、支出負担行為書を作成しなかった。</p> <p>イベント終了後に支出負担行為が必要だと判明し、支出負担行為を行ったものの。</p>	<p>担当者が使用料及び賃借料、役務費、食糧費は支出負担行為兼仕訳で支払えると勘違いしていたため、支出負担行為書を作成しなかった。</p> <p>交流会終了後に支出負担行為が必要だと判明し、支出負担行為を行ったものの。</p>	<p>ホームページの「Nativ.media」に鳥取県のページを開設しており、R 5 年度も引き続き開設することとしていたが、5 月 1 日付けで運営主体が吸収合併されることとなった。</p> <p>このため、4 月は月単位で使用し 5 月以降は R 6. 3. 31 までの委託契約を締結することとしていたが、担当者が失念し、日付を遡って契約したものの。</p>
契約の相手方	(特非) F	G (株)	(株) H
契約の方法	随意契約 (1 者)	随意契約 (1 者)	随意契約 (1 者)
予定価格	2,000,000 円	1,108,696 円	726,000 円
契約額	1,737,136 円	1,108,696 円	725,000 円
支出負担行為の日	R 5. 11. 8	R 5. 10. 27	R 5. 5. 1
支出負担行為起案日	R 5. 12. 28	R 5. 12. 4	R 5. 5. 10
支出負担行為決裁日	R 6. 1. 10	R 5. 12. 5	R 5. 5. 10
<b>遅延日数</b>	<b>2か月2日</b>	<b>1か月8日</b>	<b>9日</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の要因：担当者の失念、関係規程等への認識不足等、上司の進捗管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>			

10 契約締結の事務手続について（観光交流局国際観光・万博課）

内 容			
<p><b>関西空港からの誘客促進に向けた夏秋用旅行商品販売促進実施業務外2件について、遑って契約していた。</b></p> <p>・概要：担当者の不在により限られた人員での業務遂行となったこと、また引継不足もあり、米子ソウル便の運航再開準備等に追われ、契約締結の事務手続を怠っていたため遑って手続したものの。</p>			
業 務 名	関西空港からの誘客促進に向けた夏秋用旅行商品販売促進実施業務	米子ソウル便運航再開に係る記者団招聘調整業務	米子ソウル国際定期便利用促進業務委託業務
相 手 方	I (株)	I (株)	J(株)
見積書受理日	R 5. 6. 3	R 5. 10. 16	R 5. 10. 13
契約金額	450,000円	960,420円	20,000,000円
契約日	R 5. 6. 3	R 5. 10. 16	R 5. 10. 25
業務期間	R 5. 6. 3～ R 5. 12. 28	R 5. 10. 16～ R 5. 12. 28	R 5. 10. 25～ R 6. 3. 29
支出負担行為起案日	R 5. 11. 15	R 5. 11. 17	R 5. 11. 17
支出負担行為決裁日	R 5. 11. 24	R 5. 11. 24	R 5. 11. 24
遑り日数	<b>5か月21日</b>	<b>1か月8日</b>	<b>30日</b>
<p>・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足                  ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>			

11 契約締結の事務手続について（消防防災課）

内 容	
<p><b>支え愛マップ作成推進事業業務委託契約について、遑って契約していた。</b></p> <p>・概 要：電子決裁（財務連携）で起案された文書については、一律文書審査を不要としていたが、R 5. 3. 6に政策法務課が「文書の管理に関する事務処理要領」を改正し、所属の文書管理主任が文書審査を行うこととした。R 5. 3. 28決裁の支出負担行為書について政策法務課から文書審査がされていないとの指摘を受け、意見欄に文書審査を行った旨を記載することとしたが、契約書に誤記載があり、文書審査が不十分として再起案を求められたことにより廃案し、R 5. 4. 27に再起案のうえR 5. 4. 28に決裁しR 5. 4. 1に遑って契約した。</p>	
相 手 方	団体K
契 約 日	R 5. 4. 1
当 初 の 起 案 日	R 5. 3. 27
当 初 の 決 裁 日	R 5. 3. 28
再 起 案 日	R 5. 4. 27
再 起 案 の 決 裁 日	R 5. 4. 28
業 務 期 間	R 5. 4. 1～R 6. 3. 31
契 約 金 額	2,555,000円
遑 り 日 数	<b>27日</b>
<p>・発生の要因：担当者及び上司の規則等への認識不足                  ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	

## 12 契約締結の事務手続について（スポーツ振興局スポーツ課）

内 容	
<p><b>鳥取県立東山水泳競技場公衆無線LAN利用に係る「D○SPOT STREET」サービス利用契約について、遡って契約していた。</b></p>	
・概	<p>要：R 5. 3. 30 に東山水泳競技場に整備した公衆無線LANを、R 5. 4. 1 から利用するために必要な「D○SPOT STREET」サービスの利用契約について、契約締結日を遡っていた。契約は相手方の指定様式で締結する必要があるため、R 5. 3月上旬から契約手続について話をし、契約書案の送付を依頼、催促をしていたが、相手方からの送付がR 5. 5. 12であった。サービスは既にR 5. 4. 1 から利用していたため、遡って契約締結をした。</p>
・契 約 日	R 5. 4. 1
・利 用 期 間	R 5. 4. 1 ～ R 6. 3. 31
・相 手 方	L (株)
・支出負担行為額	646,800円
・支出負担行為起案日	R 5. 5. 15
・支出負担行為決裁日	R 5. 5. 16
・遡り日数	<b>1か月15日</b>
・発生の要因	契約書案の受理の遅延
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

## 13 契約締結の事務手続について（文化財局文化財課）

内 容		
<p><b>令和5年度文化財解説版及び標柱制作・設置業務（菅野のミズゴケ湿原）外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>		
<p>・概要：担当者が支出負担行為兼支出仕訳書により支出負担行為できると思い違いし、支出負担行為が遅延したもの。</p>		
業 務 名	令和5年度文化財解説版及び標柱制作・設置業務	ふるさと未来創造工房（弓浜緋）運營業務
相 手 方	M (株)	N (株)
見 積 書 受 理 日 ( 契 約 日 )	R 5. 10. 26	R 5. 10. 26
契 約 金 額	473,000円	208,400円
業 務 期 間	契約締結日からR 5. 12. 22 (仕様書)	R 5. 12. 5 (開催日)
支出負担行為起案日	R 5. 12. 15	R 5. 12. 15
支出負担行為決裁日	R 5. 12. 20	R 5. 12. 20
遅 延 日 数	<b>1か月24日</b>	<b>1か月24日</b>
・発生の要因	担当者及び上司の認識不足	
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない	

14 契約締結の事務手続について（文化財局ととり弥生の王国推進課）

内 容		
<p>一般国道9号（北条道路）の改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査（長瀬高浜遺跡1・2区）委託契約外1件について、遡って契約していた。</p>		
・概	要：国からの受託事業であり、国の再委託の承諾後でなければ委託契約を締結できない。また、国の契約日、委託期間及び再委託の承諾日と揃えるため契約日及び契約期間を遡ったもの。	
・契約の相手	：（公財）〇	
・業務名及び契約金額	：	
	国からの受託金額	契約金額 （再委託金額）
①一般国道9号（北条道路）の改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査（長瀬高浜遺跡1・2区）	295,916,000円	295,916,000円
②一般国道9号（北条道路）の改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査（長瀬高浜遺跡3区）	263,489,000円	263,489,000円
合 計	559,405,000円	559,405,000円
・国との契約年月日	：R5.4.3	
・国との委託期間	：R5.4.1～R6.3.31	
・再委託承諾年月日	：R5.4.3	
・承諾書受理日	：R5.4.10	
・業務委託契約日	：R5.4.3	
・委託期間	：R5.4.1～R6.3.31	
・支出負担行為起案日	：R5.4.10	
・支出負担行為決裁日	：R5.4.10	
・遡り日数	：9日（委託期間の開始日を基準とした）	
・発生の要因	：担当者及び上司の関係規程等への認識不足等	
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない	

15 契約締結の事務手続について（ささえあい福祉局孤独・孤立対策課）

内 容	
<p>生活保護システム改修業務委託について、遡って契約していた。</p>	
・概	要：提出された見積書に誤りがあり再提出したこと、及び担当者が契約締結事務を怠っていたため、事務手続が遅れ契約日を遡ったもの。
・契約の相手方	：（株）P
・契約金額	：5,797,000円
・契約方法	：随意契約（1者）
・業務期間	：R5.8.8～R6.3.15
・支出負担行為起案日	：R5.8.22
・支出負担行為決裁日	：R5.8.31
・契約日	：R5.8.8
・遡り日数	：23日
・発生の要因	：担当者の失念、進行管理不足及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

#### 16 支出負担行為の事務手続について（くらしの安心局まちづくり課）

内 容	
<b>令和5年度盛土情報管理システム保守委託業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b>	
・概 要	要：年度当初からの契約が必要であったが、担当者の失念により支出負担行為の事務手続が遅延したもの。
・業務期間	：R 5. 4. 1～R 6. 3. 31
・受注者	：(株) Q
・契約金額	：349,800円
・支出負担行為	：R 5. 6. 29 起案・決裁日
・遅延日数	： <b>2か月28日</b>
・発生の要因	：担当者や上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

#### 17 支出負担行為の事務手続について（くらしの安心局住宅政策課）

内 容	
<b>第4四半期県営住宅末恒第一団地高齢者見守りサービス異常検知対応業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b>	
・概 要	要：R 5. 6. 1～12. 31までの期間、高齢者見守りサービスを試行的に運用し、R 6. 1. 1から希望者を対象に本格運用に移行するにあたり、試行期間から途切れなく契約を締結する必要があったが、対象者との調整に時間を要したため遅延した。
・契約期間	：R 6. 1. 1～R 6. 3. 31
・契約日	：R 6. 2. 7
・相手方	：(社福) R
・支出負担行為額	：112,200円
・支出負担行為起案日	：R 6. 2. 6
・支出負担行為決裁日	：R 6. 2. 7
・遅延日数	： <b>1か月6日</b>
・発生の要因	：担当者や上司の進行管理不足、書類受理の遅延
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

## 18 契約締結の事務手続について（産業人材育成センター倉吉校）

内 容	
<p><b>JR倉吉駅「エキパル倉吉」広告掲出契約について、契約伺を支出負担行為書で行うべきところを一般起案で行っていた。</b></p>	
・概 要	要：契約書を作成することから契約伺を支出負担行為書により行う必要があるにもかかわらず、契約金額が20万円未満であったため、担当者が支出負担行為兼支出仕訳書により対応可能と勘違いし、 <b>支出負担行為書の作成を行わず、一般起案により契約伺を所属決裁により行っていた。</b>
・契約方法	随意契約（1者）
・契約金額	58,520円
・掲出期間	R 5.12.28～R 6.1.27
・契約伺	R 5.12.26 ※一般起案による 起案年月日
・契約伺	R 5.12.26 決裁年月日
・契約日	R 5.12.27
・支出命令	R 6.2.2 ※支出負担行為兼支出仕訳書による 起案年月日
・支出命令	R 6.2.6 決裁年月日
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

## 19 契約締結の事務手続について（農業振興局農地・水保全課）

内 容	
<p><b>令和5年度登記手続補助業務単価契約について、遑って契約していた。</b></p>	
・概 要	要：単価契約について4月1日からの適用が必要なことから遑って契約していたもの。
・契約の相手方	S連合会
・契約金額	単価契約
・契約方法	随意契約（1者）
・契約委託期間	R 5.4.1～R 6.3.22
・契約伺	R 5.4.2 起 案 日：R 5.4.2
・契約伺	R 5.4.3 決 裁 日：R 5.4.3
・契約日	R 5.4.1
・遑り日数	<b>2日</b>
・発生の要因	担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

20 契約締結の事務手続について（水産振興局水産振興課）

内 容	
<p>境港水産物卸売市場排水処理施設に係る土地貸付契約について、遑って契約していた。</p>	
・概	要：相手方からの契約書の到着が3月31日午後であり、迅速に対応しなければならぬところを、事務処理が遅れ4月1日の締結日に間に合わなかった。
・契約の相手方	境港市
・契約金額	150,541円
・契約方法	随意契約（1者）
・契約委託期間	R5.4.1～R6.3.31
・支出負担行為起案日	R5.4.4
・支出負担行為決裁日	R5.4.6
・契約日	R5.4.1
・遑り日数	5日
・発生の要因	担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

21 契約締結の事務手続について（中部総合事務所県土整備局）

内 容						
<p>海岸漂着物処理業務について、遑って契約していた。</p>						
<p>・概要：所管課からの当初配分がR5.4.6であったこと、及び北栄町から当初配分額では契約できないとのことで、所管課へ追加配分の要望をし、最終的な予算配分がR5.7.4となり、北栄町、湯梨浜町、琴浦町との契約締結を遑って行ったもの。</p>						
相手方	契約金額 (円)	契約日	業務期間	支出負担 行為起案日	支出負担 行為決裁日	遑り日数
湯梨浜町	1,220,000	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.19	R5.5.8	R5.5.10	1か月9日
琴浦町	2,047,000	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.19	R5.5.8	R5.5.10	1か月9日
	700,000	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.19	R5.7.14	R5.7.24	3か月23日
北栄町	2,004,000	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.19	R5.7.14	R5.7.25	3か月24日
	1,200,000	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.19	R5.7.14	R5.7.25	3か月24日
<p>・発生の要因：事前の町との連携不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>						

## 22 契約締結の事務手続について（企業局）

内 容	
<b>漁業補償契約について、遑って契約していた。</b>	
・概	要：漁業協同組合と覚書に基づき行っている漁業補償契約について、担当者が契約事務を失念していたため、日付を遑って契約していた。
・相手方	：T漁業協同組合、U漁業協同組合、V漁業協同組合
・契約期間	：R 5. 4. 1～R 6. 3. 31
・契約伺起案日	：R 5. 4. 21
・契約伺決裁日	：空欄
・契約金額（合計）	：T漁業協同組合 金3,992,731円 U漁業協同組合 金2,160,000円 V漁業協同組合 金17,297,414円 3漁業協同組合合計 <u>金23,450,145円</u>
・契約日	：R 5. 4. 1
・遑り日数	： <b>20日</b> （契約伺起案日を起算日とした）
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進捗管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

## 23 契約締結の事務手続について（八頭高等学校）

内 容	
<b>タブレット端末等賃貸借契約について、遑って契約していた。</b>	
・概	要：R 4年度から引き続き賃貸借することとなっていたが、契約事務手続きを失念していたため、遑って契約していた。
・相手方	：W（株）
・契約期間	：R 5. 4. 1～R 6. 3. 31
・契約日	：R 5. 4. 1
・支出負担行為額	：402,732円
・支出負担行為起案日	：R 5. 5. 1
・支出負担行為決裁日	：R 5. 5. 1
・遑り日数	： <b>1か月</b>
・支出科目	：使用料及び賃借料
・発生の要因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

## 24 契約締結の事務手続について（日野高等学校）

内 容	
<p><b>地域みらい留学参画契約について、遑って契約していた。</b></p>	
・概	要：契約書（指定様式）の送付を相手方へ再三催促していたが、契約日（R 5. 4. 1）及び契約期間が記載済みの契約書（指定様式）が届いたのは5月末であり、日付の変更は4月に登録手続に着手していることからできないと相手方に断られたため、遑って契約していた。
・契約期間	間：R 5. 4. 1～R 6. 3. 31
・契約日	日：R 5. 4. 1
・相手方	方：（一財）X
・支出負担行為額	額：880,000円
・支出負担行為起案日	日：R 5. 6. 7
・支出負担行為決裁日	日：R 5. 6. 7
・遑り日数	数：2か月6日
・支出科目	目：負担金、補助金及び交付金
・発生の要因	：書類受理の遅延等
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

## 25 契約締結の事務手続について（境港警察署）

内 容	
<p><b>産業廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について、契約伺を支出負担行為書で行うべきところを一般起案で行っていた。</b></p>	
・概	要：予定価格 20 万円未満であれば、契約書を作成する場合でも支出負担行為兼支出仕訳書により支出負担行為を行うことができると誤認していたことから、契約伺を一般起案で行っていた。支払時に警察本部会計課からの指摘により判明したため、その時点で支出負担行為を行っていた。
・契約期間	間：R 5. 9. 22～R 5. 11. 30
・契約方法	法：随意契約（1者）
・相手方	方：（有）Y
・契約金額	額：110,000 円
・一般起案日	日：R 5. 9. 22
・決裁日	日：R 5. 9. 22
・契約日	日：R 5. 9. 22
・支出負担行為書日	日：R 5. 11. 27
・決裁日	日：R 5. 11. 27
・遅延日数	数：2か月5日
・支払日	日：R 5. 12. 1
・発生の要因	：担当者及び上司の関係規程への認識不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

26 支出負担行為の事務手続について（中山間・地域振興局人口減少社会対策課）

内 容	
<p><b>鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概 要：令和5年度鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金について、担当者が交付決定は電子決裁（一般）で行うと誤認していたため、支出負担行為を起案しておらず、また統括審査課の審査を受けていなかった。2月下旬に支出負担行為を行っていないことが判明し支出負担行為を起案した。</li> <li>・ 補助事業者：米子市</li> <li>・ 交付申請日：R 5. 10. 13</li> <li>・ 交付決定日：R 5. 10. 18</li> <li>・ 交付決定額：10,000,000円</li> <li>・ 支出負担行為起案日：R 6. 2. 26</li> <li>・ 支出負担行為決裁日：R 6. 3. 15</li> <li>・ <b>遅延日数：4か月26日</b></li> <li>・ 発生の要因：担当者の関係規程等への認識不足、上司の内容確認不足</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	

27 補助金等の交付決定について（観光交流局観光戦略課）

内 容		
<p><b>とっとりコンベンションビューロー補助金外1件について、遑って交付決定をしていた。</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要：交付要綱上、交付申請期限が4月30日となっていたことから4月以降の交付決定で問題がないと認識していたが、4月1日から事業が開始されることから誤りに気づき、4月1日に遑って交付決定をしたもの。なお、いずれの交付要綱も、R 6. 5月に交付申請期限を補助事業実施の5日前までとする改正を行っていた。</li> </ul>		
補助金等の名称	とっとりコンベンション ビューロー補助金	とっとりコンベンション ビューロー運営交付金
交付決定額	16,575,000円	25,511,000円
交付申請日	R 5. 3. 15	R 5. 3. 15
交付申請書受理日	R 5. 4. 13	R 5. 4. 13
交付決定起案日	R 5. 4. 18	R 5. 4. 18
交付決定決裁日	R 5. 4. 18	R 5. 4. 18
<b>遑り日数</b>	<b>17日</b>	<b>17日</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生の要因：担当者の認識不足及び上司の進行管理不足</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>		

28 補助金の交付決定について（県民参画協働課）

内 容	
<p><b>令和5年度公民連携推進事業補助金について、交付決定を遡っているものがあった。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概 要：補助事業者から進捗状況報告書を受理した際、すでに通知した交付決定通知の交付決定額に誤りがあることが判明したため、交付決定を取り消した上で、当初交付決定日に遡って、交付決定を行ったもの。</li> <li>・ 誤 り の 内 容：交付決定額について、算定基準額（2,623,000円）に補助率3/4を乗じた金額（1,967,250円）とすべきところを補助上限額（2,000,000円）としていた。</li> <li>・ 交付決定の相手方：（一社）Z</li> <li>・ 当初交付決定日：R5.12.7</li> <li>・ 取消・再交付決定日：R6.5.13</li> <li>・ <b>遡 り 日 数：5か月6日</b></li> <li>・ 当初交付決定額：算定基準額 金2,623,000円 交付決定額 金2,000,000円</li> <li>・ 正しい交付決定額：算定基準額 金2,623,000円 交付決定額 金1,967,250円</li> <li>・ 発 生 の 要 因：上司の確認不足、担当者の交付決定額の算定誤り</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	

29 補助金の交付決定について（文化財局文化財課）

内 容							
<p><b>令和5年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金について、遡って交付決定していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要：当該補助金は国の補助金に随伴して補助しているものであり、補助対象経費から国の補助金額を控除した額に補助率を乗じて得た額を県の補助金額としている。                  国の補助金額は国の交付決定通知が届くまで判明しないため、国の交付決定通知を受理した後でなければ県補助金の交付額が決定できないとの見解から、国の交付決定通知を受理した後に支出負担行為の事務手続している。                  今回、国の交付決定日以降に着手した経費全てを補助対象とするため、交付決定日を国の交付決定日と同日とするよう、交付決定日を遡ったもの。                  （下表(1)～(6)は、当初交付決定、(7)は変更交付決定）                  ただし、下表(1)～(4)については、国の交付決定日はR5.4.1であったが、R5.4.1は休休日であったことからR5.4.3に交付決定通知が届き、R5.4.3に起案したため遅延したものの。(5)～(7)については、さらに事務手続の遅延も加わり遅くなった。）</li> </ul>							
区分	相手方	交付決定額 (円)	申 請 書 受 理 日	申請書日付	負担行為 決 裁 日	交付決定日	遡り 日数
(1)	岩美町	292,000	R5.3.24	R5.3.24	R5.4.3	R5.4.1	2日
(2)	岩美町	122,000	R5.3.24	R5.3.24	R5.4.3	R5.4.1	2日
(3)	智頭町	650,000	R5.3.24	R5.3.24	R5.4.3	R5.4.1	2日
(4)	(宗)AA	2,960,000	R5.3.24	R5.3.22	R5.4.3	R5.4.1	2日
(5)	日南町	472,000	R5.3.27	R5.3.20	R5.4.25	R5.4.1	24日
(6)	(公財)AB	5,156,000	R5.3.29	R5.3.23	R5.4.27	R5.4.1	26日
(7)	個人AC	5,000,000	R5.10.24	R5.10.10	R5.11.1	R5.10.20	11日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発 生 の 要 因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足等</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

### 30 補助金の交付決定について（文化財局とっとり弥生の王国推進課）

内 容							
<p><b>鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金について、遑って交付決定していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概 要：国の随伴事業であるため、国の交付決定日以降に着手した経費全てを補助対象とするため交付決定日を国の交付決定日と同日とするため交付決定日を遑ったもの。</li> <li>国の交付決定日：R5.4.1</li> <li>交付決定通知受理日：R5.4.3</li> </ul>							
	名 称	交付先	交付決定 起 案 日	交付決定 決 裁 日	交 付 決 定 金 額	交 付 決 定 日	遑り 日 数
①	令和5年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	鳥取市 外5市町	R5.4.17	R5.4.18	64,099,000円	R5.4.1	<b>17日</b>
②	令和5年度鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	(公財)AD	R5.4.3	R5.4.4	3,119,000円	R5.4.1	<b>3日</b>
合 計		—	—	—	67,218,000円	—	—
<p>※①は当初R5.4.3に起案しR5.4.5に決裁を受けたが一部の市の補助申請額に誤りがあったため再起案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足等</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

### 31 補助金の交付決定について（感染症対策局感染症対策課）

内 容							
<p><b>令和4年度鳥取県診療・検査医療機関休業支援補助金について、交付決定が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概 要：所属メールボックスに交付申請書の送達があったことを見落としていたもの。なお、支払はR5年度予算で過年度支出として行っていた。また、当該事業は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているもの。</li> <li>補助事業者：AE医院</li> <li>補助金額：2,178,414円</li> <li>交付申請書：R5.1.11（メール送達日） 日 付</li> <li>交付決定：R5.2.9 期 限</li> <li>受付日：R5.4.7</li> <li>交付決定日：R5.4.18（決裁日）</li> <li><b>遅延日数：2か月9日</b></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

### 32 補助金の交付決定について（雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク）

内 容						
<b>鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金について、遡って交付決定をしていた。</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>概要：交付申請は、事業に係る人材が業務に従事する14日前までに行うよう交付要綱で規定されているが、急遽事業の実施が決まった案件は直前の交付申請書受理となったため、事業実施以前の日遡って交付決定を行ったもの。また、事業者（有）AGの交付決定については、担当者が事務処理を失念したため、他より日数を大幅に要していた。</li> </ul>						
事業者	交付決定額	交付申請書受理日	交付決定起案日	交付決定決裁日	交付決定日	遡り日数
AF（株）	33,000円	R5.4.7	R5.4.17	R5.4.18	R5.4.7	<b>11日</b>
（有）AG	100,000円	R5.6.22	R5.6.22	R5.8.11	R5.6.23	<b>1か月19日</b>
AH（株）	40,000円	R5.7.25	R5.8.4	R5.8.11	R5.7.28	<b>14日</b>
AI（株）	40,000円	R5.7.25	R5.8.4	R5.8.11	R5.7.28	<b>14日</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>発生の要因：事業の急遽実施による交付申請書受理の遅延、担当者の失念</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>						

### 33 交付金の交付決定について（鳥取県土整備事務所）

内 容					
<b>協働型ボランティア促進事業交付金について、交付決定を遡っていた。</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>概要：担当者が61件の申請を一括して処理しようとしたものの、そのうちの一部が補正に日数を要し、交付決定が交付要綱に定める期限に間に合わなかったため、遡って交付決定したもの。</li> </ul>					
団体名	交付決定額	交付申請書受理日	交付決定決裁日	交付決定日	遡り日数
AJ外60団体	16,060,000円	R5.7.7	R5.9.7	R5.7.7	<b>2か月</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>発生の要因：担当者の判断誤り、上司の進行管理不足</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>					

### 34 支出負担行為の事務手続について（男女共同参画センター）

内 容	
<p>「生活も仕事も」ととのうセミナーに係る報償費・旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：講師に係る報償費及び特別旅費の支出負担行為が、セミナー実施後に起案・決裁されていた。
・講	師：個人AK
・支出負担行為額	：263,380円（報償費200,000円、特別旅費63,380円）
・セミナー実施日	：R5.6.24
・支出負担行為起案日	：R5.6.30
・支出負担行為決裁日	：R5.6.30
・遅延日数	：6日
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

### 35 支出負担行為の事務手続について（小中学校課）

内 容	
<p>鳥取県ICT活用教育アドバイザーに係る謝金（報償費）について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：失念によりアドバイザーの委嘱日までに支出負担行為を行っていなかった。
・委嘱期間	：R5.8.1～R6.3.31
・活動開始日	：R5.8.2
・支出負担行為額	：219,000円
・相手方	：個人AL
・支出負担行為起案日	：R5.8.3
・支出負担行為決裁日	：R5.8.4
・遅延日数	：2日（活動開始日から起算）
・発生の要因	：担当者の失念や上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

### 36 支出負担行為の事務手続について（産業未来創造課）

内 容	
<p>第12回北東アジア産業技術フォーラム及び関連行事に係る大型バス借り上げについて、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：担当者の関係規程への認識不足から支出負担行為書の作成は不要と誤認し支出負担行為兼支出仕訳書により起案したところ、会計管理部統括審査課から契約金額が20万円以上の場合は支出負担行為書の作成が必要との意見を受け、その後に出負担行為書を起案したため、事務手続が遅延したもの。
・契約の相手方	：AM(株)
・契約金額	：205,700円
・契約期間	：R5.10.24～R5.10.27
・支出負担行為決裁日	：R5.11.13
・支出負担行為の日	：R5.10.24
・遅延日数	：20日
・発生の要因	：担当者の関係規程への認識不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

### 37 支出負担行為の事務手続について（園芸試験場）

内 容	
<p><b>園芸試験場花き三水準温室温水管漏水調査について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>	
・概	要：漏水箇所を特定するため試掘や配管の切断・キャップ止めを繰り返す必要があるため、事前に調査費を見積もることができないため、口頭発注によりAN（株）に依頼したが、漏水箇所の特定までに想定以上の時間を要したことから調査費の見積金額が20万円を超え、支出負担行為が必要となったもの。
・契約の相手方	AN（株）
・契約の方法	随意契約（1者）
・支出負担行為の額	297,000円
・支出負担行為の日	R 5.12.21（口頭発注の日）
・支出負担行為起案日	R 5.12.28
・見積書受理日	R 5.12.25
・支出負担行為決裁日	R 5.12.28
・完了検査日	R 5.12.25
・遅延日数	7日
・発生の要因	漏水箇所調査に時間を要した
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

### 38 職員旅費に係る支出金額について（倉吉東高等学校）

内 容							
職員旅費について、過大に支出しているものがあった。							(単位：円)
旅行者	用務先	用務内容	旅行期間	誤支給額	正当額	差額	誤りの内容
AO 外2名	埼玉県さいたま市外	全国高等学校長協会総会外	R5. 5. 16 ～5. 18 外	190,405	186,685	3,720	同一地域内（東京都特別区内）の交通費を誤支給。
AP 外5名	宮城県仙台市外	国際バカロレアワークショップ外	R5. 8. 6 ～8. 8 外	627,826	623,180	4,646	用務地から宿泊地までの交通費を誤支給。
AQ 外1名	東京都	国際バカロレア教育にかかわる学校視察	R5. 11. 13 ～11. 15	150,212	145,152	5,060	同一地域内（東京都特別区内）の交通費を誤支給及び用務地から宿泊地までの交通費を誤支給。
AR 外10名	島根県出雲市外	中国高校ソフトボール選手権引率外	R5. 5. 12 ～5. 13 外	428,947	392,647	36,300	貸切バスのみの移動時の日当調整なし。
AS	宮城県仙台市	国際バカロレアワークショップ	R5. 8. 6 ～8. 8	80,389	65,290	15,099	用務地から宿泊地までの交通費を誤支給及び宿泊料の二重払い。
AT	埼玉県加須市	スポーツクライミング選手権大会引率	R5. 12. 22 ～12. 24	145,320	72,660	72,660	二重払い。
合 計				1,623,099	1,485,614	<b>137,485</b>	
<p>・発生の要因：旅行した職員及び電子出納員等の内容確認不足</p> <p>・指摘の考え方：支出命令の不適正（合計額5万円以上）</p>							

39 職員旅費に係る支出金額について（倉吉養護学校）

内 容							
職員旅費について、過大に支出しているものがあつた。							
旅行者	用務先	用務内容	旅行期間	誤支給額 上段 総額 (下段 1人当たり)	正当額 上段 総額 (下段 1人当たり)	差額 上段 総額 (下段 1人当たり)	誤りの内容
AU 外9名	京都市内、ユニバーサルスタジオジャパン	高等部 修学 旅行	R5. 7. 13 ～ R5. 7. 14	319,500 円 (31,950 円)	297,500 円 (29,750 円)	22,000 円 (2,200 円)	貸切バスのみの移動であるにもかかわらず日当調整をしていなかった。
AV 外13名	松江城、蒜山高原センターほか	中学部 修学 旅行	R5. 10. 19 ～ R5. 10. 20	294,308 円 (21,022 円)	263,508 円 (18,822 円)	30,800 円 (2,200 円)	
合計				613,808 円	561,008 円	<b>52,800 円</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の要因：旅行した職員や上司の関係規程等への認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出命令の不適正（合計額5万円以上）</li> </ul>							

#### IV 契約事務

##### 40 予定価格調書の決定について（政策戦略局東京本部）

内 容	
<b>令和5年度鳥取県東京本部ハイヤー借上げ業務委託契約について、予定価格調書を見積書受理後に作成していた。</b>	
・概	要：発注何では、予定価格の積算（予定価格調書に記載した金額と同額）をしていたが、発注何の決裁後、予定価格調書の作成を失念していたため、見積書受理後、予定価格調書を作成した。
・契約方法	随意契約（1者）
・発注何決裁年月日	R 5. 3. 1
・見積依頼日	R 5. 3. 3
・見積書提出期限	R 5. 3. 9
・ <b>見積書受理日</b>	<b>R 5. 3. 7</b>
・ <b>予定価格調書作成日</b>	<b>R 5. 3. 15</b>
・予定価格	7,645,638円
・見積価格	6,950,580円
・契約日	R 5. 4. 1
・発生の要因	契約権者の失念
・指摘の考え方	予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

##### 41 発注何の作成等について（市町村課）

内 容	
<b>令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。</b>	
・概	要：あらかじめ表示されている価格がないにも関わらず、契約事務処理要領第2 4（3）イ③に該当し見積書を徴さないことができると誤認し、発注何及び予定価格調書を作成していなかった。
・相手方	団体AW
・ <b>予定価格</b>	<b>1,848,549円</b>
・契約金額	1,848,549円
・契約日	R 5. 4. 1
・契約期間	R 5. 4. 1～R 6. 3. 31
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指摘の考え方	予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

##### 42 予定価格調書の作成について（消防防災課）

内 容	
<b>起震車修繕及びメンテナンス業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</b>	
・概	要：前回の同業務が予定価格100万円未満で予定価格調書の作成を省略しており、前回の起案を参考としたため誤認し、予定価格が2,750,000円と予定価格調書の作成省略ができないにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。
・契約相手	AX（株）
・ <b>予定価格</b>	<b>2,750,000円</b>
・契約金額	2,750,000円
・発生の要因	担当者や上司の関係規程等への認識不足等
・指摘の考え方	予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

#### 43 見積書の徴取について（原子力環境センター）

内 容
<p><b>鳥取県水準調査用モニタリングポスト検出部更新業務に係る委託契約について、積算根拠が不明な見積書を受理していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 概要：見積依頼時の注意事項として、一つの内訳項目の金額が100万円以上である場合は「一式」とは記載せず、必ず内訳を明確にすることとしていたが、本件は、見積金額が100万円以上であるにもかかわらず、見積書には「1式」等と記載しており、積算根拠の内訳を徴取していなかった。</li><li>・ 契約方法：随意契約（1者）</li><li>・ 相手方：AY（株）</li><li>・ 予定価格：12,144,000円</li><li>・ 契約額：12,144,000円</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発生の要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足</li><li>・ 指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</li></ul>

#### 44 契約書の作成について（智頭農林高等学校）

内 容
<p><b>生製品の委託販売契約について、決裁を受けていない内容の契約書で契約を締結していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 概要：生製品の委託販売契約書について、手数料にかかる条項が決裁を受けた起案では記載されていなかったが、締結された契約書には記載されていた。これは手数料の徴取について、内部及び関係者との協議が整う前に手数料の条項が記載されていない契約書で起案し決裁を受けたが、その後手数料を徴取することで合意したことで手数料の条項を記載した契約書で締結した。その際、原起案の廃案及び再起案をするべきところ、廃案及び再起案を怠り施行したもの。</li><li>・ 契約の相手方：AZ実行委員会</li><li>・ 契約伺起案日：R5.4.10</li><li>・ 契約伺決裁日：R5.4.12</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発生の要因：担当者の関係規程等への認識不足、上司の内容確認不足</li><li>・ 指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</li></ul>

#### 45 委託業務の確認について（文化政策課）

##### 内 容

とっとり郷土芸能まつり 2023 ラジオ広報業務委託契約について、委託業務の実施状況を確認していなかった。

- ・概 要：R 5.10.21 に開催するとっとり郷土芸能まつり 2023 の広報に係るラジオ放送について、実際に確認していなかった（聴いていなかった）ため、未放送であることに気が付かなかった。担当者は相手方とCM原稿の打ち合わせは行っていたが、放送時間の事前の報告等は定めていなかった。**イベント終了後に相手方から「内部の連絡調整不足等により作業が漏れ未放送となった。」という報告を受けて、初めて契約不履行を把握した。**
- ・相 手 方：(株) BA
- ・業 務 内 容：とっとり郷土芸能まつり 2023 ラジオ広報に関する以下業務  
《業務概要》
  1. 放送形式：ラジオスポット 20秒CM
  2. 放送期間：令和5年10月16日(月)～10月21日(土) 午前中
  3. 放送本数：特Aタイム(7:30～9:00/11:00～13:00/17:00～18:30)4本、及びAタイム(日中)(9:00～11:00/13:00～17:00)10本
  
- ・契約金額：165,000円
- ・契約締結日：R 5. 9. 26
- ・委託期間：契約締結日からR 5. 11. 14
- ・相手方：R 5. 10. 24（電話で一報）、R 5. 10. 30（報告書受理）からの連絡
- ・契約解除：R 5. 11. 17  
通 知 日
  
- ・発生の要因：検査員の業務の履行確認不足、担当者の放送時間の確認不足、契約相手の内部の連絡調整不足
- ・指摘の考え方：履行確認が著しく不適正

## V 補助金等事務

### 46 補助金の交付申請書兼実績報告書について（商工政策課）

内 容	
<b>鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金について、交付申請書兼実績報告書の受理が遅延していた。</b>	
・概	要：広く補助金の対象者を募るもので、相手方が多数となり、きめ細かな進捗管理は困難であった。 予算の追加補正を行って4回の募集を行っているが、国の補助金を活用するため、国の手続き期間等を考慮して最終提出期限を令和6年1月10日と設定し、それまでに提出された交付申請書兼実績報告書を交付対象としている。
・事業実施主体	：BB（株）
・事業完了日	：R5.6.19
・提出期限	：R5.6.29
・交付申請書兼 実績報告書日付	：R5.12.22
・交付申請書兼 実績報告書受理日	：R6.1.9
・遅延日数	：6か月11日
・発生の要因	：書類受理の遅延
・指摘の考え方	：補助金交付事務が著しく不適正（6か月以上の遅延）

### 47 補助金の額の確定について（森林・林業振興局県産材・林産振興課）

内 容	
<b>令和3年度林道施設災害復旧事業（3年災・繰越分）について、補助事業の額の確定が遅延していた。</b>	
・概	要：令和3年度林道施設災害復旧事業（3年災・繰越分）の補助金額の確定を農林水産大臣からの額の確定通知受理後、速やかに各農林局（事務所）に通知し、農林局（事務所から）補助事業者へ通知しなければならなかったが、担当者の事務処理の失念のため農林局（事務所）への通知が大きく遅延していた。
・通 知	先：各農林局（事務所）
・確 定 額	：326,938,380円（5年度への繰越額のうちの確定額・61件）
・国からの確定通知	：R5.4.21
・確定通知期限	：速やかに（当該課の他の補助金の標準事務処理期間は20日）
・農林局（事務所） 通 知 日	：R6.3.21
・市町村への通知日	：鳥取市、若桜町、八頭町 R6.3.29 倉吉市、三朝町、琴浦町 R6.3.22 大山町、南部町、日南町 R6.3.25
・遅延日数	：11か月（国の確定通知からの経過期間）
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：補助金交付事務が著しく不適正（6か月以上の遅延）

## VI 財産管理事務

### 48 物品購入の事務手続について（観光交流局観光戦略課）

内 容	
<b>鳥取県キャンプ場マップ「とりキャンMAP」チラシ印刷について、成果品を契約・交付伺の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。</b>	
・概	要：担当者の失念のため、納品後に事務手続を行ったもの。なお、納品後、一旦支出負担行為書を起案したものの、統括審査課の指示により支出負担行為書を廃案のうえ物品請求以降の手続を行っていた。
・契約の相手方	：BC（株）
・契約金額	：250,800円
・物品請求書決裁日	：R5.8.25
・見積書受理日	：R5.6.30
・契約・交付伺決裁日	：R5.8.29
・納品日	：R5.6.29
・発生の要因	：担当者の失念、上司の進行管理不足。
・指摘の考え方	：物品の取得が著しく不適正

### 49 物品購入の事務手続について（むきばんだ史跡公園）

内 容	
<b>復元建物修繕用茅の購入について、成果品を契約・交付伺の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。</b>	
・概	要：物品請求書の決裁後に行うべき契約・交付伺を失念していたため、納品後に行っていた。
・契約の相手方	：BD生産組合
・契約金額	：858,000円
・納入期限	：R5.11.17
・物品請求書決裁日	：R5.9.28
・契約・交付伺起案日	：R5.11.2
・契約・交付伺決裁日	：R5.11.2
・納品日	：R5.11.2
・発生の要因	：担当者の失念
・指摘の考え方	：物品の取得が著しく不適正

## 50 行政財産の目的外使用許可について（森林・林業振興局林政企画課）

### 内 容

**行政財産の目的外使用許可（一般国道9号線鳥取西道路の維持管理用）について、使用許可期間終了後も申請のないまま使用させていた。**

- ・概 要：R 5. 4. 11～R 5. 12. 31の使用許可が終了後、R 6. 1. 1からの使用許可申請が行われなかったが、引き続き使用されていた。担当者がR 6. 1. 5に相手方に確認の連絡を入れたことで、未許可のまま使用させていたことが判明した。
  - ・申 請 者：鳥取河川国道事務所
  - ・使 用 場 所：とっとり出合いの森敷地
  - ・使 用 数 量：道路 W= 5 m、L =50m
  - ・受 付 日：R 6. 2. 13
  - ・許 可 日：R 6. 2. 15
  - ・許 可 期 間：R 6. 2. 15～R11. 2. 15
  - ・使 用 料：全額免除
  - ・未許可使用期間：R 6. 1. 1～R 6. 2. 14
- 
- ・発 生 の 要 因：相手方の失念、担当者及び上司の確認不足
  - ・指 摘 の 考 え 方：財産の管理が著しく不適正